



Title	『烏臺筆補』訳註稿 (2)
Author(s)	沖田, 道成; 加藤, 聰; 佐藤, 貴保 他
Citation	内陸アジア言語の研究. 2004, 19, p. 109-155
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/17446">https://hdl.handle.net/11094/17446</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 『烏臺筆補』訳註稿(2)

沖田道成 加藤 聰 佐藤貴保 高橋文治  
向 正樹 山尾拓也 山本明志

元・王惲撰『秋澗先生大全文集』(以下『秋澗集』と略す)巻85・『烏臺筆補』3・第十五番目から、同書巻86・『烏臺筆補』4・第六番目の案件まで、その全文に日本語訳と註釈とを付す。

●『秋澗集』巻84・『烏臺筆補』2の全文については、すでに『中国研究集刊』30, 2002, pp. 63-92に訳註稿を発表している。また、巻85・『烏臺筆補』3・第十四番目までの案件については、前号『内陸アジア言語の研究』18, 2003, pp. 97-142に訳註稿を発表した。本稿の凡例については、本誌『内陸アジア言語の研究』18, 2003, p. 97のそれを適宜参照されたい。●本史料の校訂本として、近年次の二冊が公刊されている。王曉欣(點校)『元代史料叢刊 憲臺通紀(外三種)』浙江古籍出版社, 2002(『烏臺筆補』に関わる箇所は, pp. 285-521)。洪金富(點校)『中央研究院歷史語言研究所專刊之一〇四 元代憲臺文書匯編』中央研究院歷史語言研究所, 2003(『烏臺筆補』に関わる箇所は, 第五部, pp. 245-397)。本訳註稿の校訂においてはこれら二書に必ずしも言及しないので、適宜参照されたい。

### 85—15 曹州禹城県隸側近州郡事状

切見、曹州所轄禹城県、去本州七百餘里、其親管并投下約四千餘戸、一歳之間、事為不少。如科撥・催徵・打算・勾集及軍馬・詞訟・申稟一切事理、人吏往還一千四百餘里、其於難易、不較可知。若官得其人、政平訟

理，民受其賜，苟非其人，恃頼上司鳶遠，不復聞知，凡有剖決，鮮不徇情直行，其或枉錯，使無力小民，卒不能上訴，有受(臣)〔屈〕而已。今照得，本投下和斜・拜答漢，止係千戸功臣之家，不同諸王・公主・駙馬等族人。合無將五戸絲依例分付本投下外，拋県司一切事理，就令側近州府節制，照管官民，似為兩便。其濟州亦撥到平陰県五百戸，亦請一体定奪施行。

【訳】 曹州禹城県を最寄りの州郡に所属させることについての意見書

曹州管下の禹城県は，州治から七百里あまり離れ，中書省と投下が管轄する戸口があわせて四千戸あまり，年間の事務は極めて多い。税等の割り当て，徴収，会計，調達や軍馬の管理，訴訟，州への報告等，もろもろの仕事をするのに，役人は曹州との間を千四百餘里も往復せねばならず，官庁としての難易は比較せずとも明らかなものがある。もし有能な人物がいれば，事務はこなされ，訴訟は処理され，民もその恩恵を蒙るであろうが，有能な人物がいなければ，彼らは上級官庁たる曹州が遠方であることをいいことに，報告をおこたり，裁決をする際も情実のまま行ふ。たとえ誤審があっても，力のない民は州に訴え出ることができず，冤罪を被るのみである。

思うに，曹州の投下コザウルとパイダカンは千戸長の家であるにすぎず，諸王・公主・駙馬といった一族の方々とは異なる。五戸絲を決まりどおりに本投下に与えるのはもちろんのこととして，県の役所に関わるさまざまな仕事については，もし最寄りの州府に管轄させ，官・民を監督させたならば，両者にとって都合がよからう。

濟州もまた平陰県に五百戸を分割し，曹州禹城県と同様に処理されることを願ひする。

【註】 ●曹州禹城県—禹城県は徳州の南に位置するが，本案件がそのことを問題にしているように，曹州の飛び地であった。禹城県が曹州の飛び地となったのは，「丙申年(1236)の分撥」以来のことと思われ，『元史』卷 95・食貨志

3・歳賜・和斜温両投下一千二百戸の条に「五戸絲，丙申年(1236)に，曹州の一万戸を分撥す」，同書巻2・太宗本紀の「丙申年の分撥」の条に火斜(和斜)等十二人の名を挙げて「並びに東平府の戸内より撥賜すること差有り」という。曹州ならびに禹城県はともに和斜温の投下領であり，禹城県が曹州の飛び地になったのはそのため。『元史』巻58・地理志1に「至元二年(1265)，(中略)禹城県を曹州に隸せしむ」とあるのは，クビライ朝期になってアフマドが再度戸口調整を行った際のことを述べるのであろう。王暉の本案件は，投下領であるがゆえに飛び地になっている禹城県を近隣の州郡に移管させるべきことを論じるが，『元史』巻50・五行志1・嘉禾・大徳元年(1297)十一月辛未の条に「曹州禹城県，嘉禾を進むるに，一莖に九穂あり」というように，禹城県は少なくとも大徳年間の頃までは，曹州に属していたと思われ，王暉の本案件は採用されなかった。

●親管一中書省の直轄，の意であろう。 ●科撥一租税等を割りあてること。和田清『宋史食貨志訳注(一)』東洋文庫，1960，p. 430は，『宋史』巻174・食貨志上2・賦税の条の「大観二年詔すらく，天下の租賦，科撥支折するは，当に富を先にして貧を後にし，近く自りして遠きに及ぶべし」を釈して，「租賦の科撥は割当てて他州に撥するをいひ」という。 ●打算一計算する，の意。『史学指南』徴歛差発・打算の条は「理算・打勘を包刮するなり」と言い，「理算」は「尋究計算するを謂うなり」，「打勘」は「弊倖を捜究するを謂うなり」と言う。要するに，実態を洗いなおして計算すること。 ●勾集一「辦集」に同じ。(漢)は「召集」とする。 ●不較可知一前文に「得失」「輕重」等の語がおかれ，その両者を比較せずとも結論が明らかであることをいう常語。 ●徇情直行一「直行」の意味がよくわからない。私情のままに行うこととして解した。 ●枉錯一(漢)は「錯断」とする。誤審，の意。『論語』為政にある「枉を挙げて諸を直に錯く」がこの語の起源。 ●受(臣)〔屈〕一「受臣」では意をなさず，四庫本は「臣」を「屈」に作るので，これに従う。「屈」は，「冤屈」の「屈」。冤罪，の意。 ●和斜拌答漢一「和斜」と「拌答漢」は，『集史』に引く左翼軍22番目の千戸 Qūshā'ul・Jūsūq 兄弟(本田実信「チンギス・

ハンの千戸制』『モンゴル時代史研究』東京大学出版会、1991、p. 36 参照。〔原載：「チンギス・ハンの千戸－『元朝秘史』とラシード『集史』との比較を通じて－』『史学雑誌』62-8、1953〕に対応すると思われる。「和斜」は Qūshā'ul の音写、「拝答漢」は Jūsūq の系統を引く人と考えられる。この Qūshā'ul・Jūsūq について、村上正二訳注『モンゴル秘史』1、pp. 239-240 は、Jūsūq を『元朝秘史』にいう「種索」に同定し、また Qūshā'ul については人名でない可能性を指摘している。しかしながら、『元史』巻 95・食貨志 3・歳賜の条が「和斜温両投下」といい「両投下」の語をくわえていること、また同巻 2・太宗本紀・丙申年の分撥の条が人名を羅列して「火斜・朮思」という点からみて、Qūshā'ul・Jūsūq はやはり二つの人名ではないかと思われる。『元史』巻 2 の「朮思」は Jūsūq の音写であろう。本案件がいう「和斜」は、太宗本紀・丙申年の分撥の条がいう「火斜」と同一人物であり、「拝答漢」は「朮思」の系統を引く人ではあるまいか。 ●族人—中国の古典的文献では「族人」は一般に男系の一族をさすが(たとえば『礼記』雜記下第二十一等)、「駙馬」が含まれていることで明らかのように、ここでは婚家・外戚等をも含む。 ●分付—申し付ける・与える、の意。吏牘体の文章においては、与える、の意で用いられる。 ●就令—もし・たとえ、の意。 ●濟州亦撥到平陰縣五百戸—文字通り理解すればこの一句は、濟州が平陰縣に五百戸を分割する、の意となり、東平路に属する平陰縣の中にさらに、濟州の飛び地があったことになろう。なお、濟州(濟寧)は『元史』巻 95・食貨志 3・歳賜の条によれば、「魯国公主位(すなわち弘吉刺氏)」の所領。『元史』巻 58・地理志 1 によれば濟州は濟寧路管轄下の三つの州の一つであり、また任城、魚臺、沛県の三県を管轄する。また上記の箇所に「(至元)八年(1271)、州を升して濟寧府と為し」とあり、本案件は「濟州」と称していることから、至元八年以前に出されたことがわかる。 ●平陰縣—『元史』巻 58・地理志 1 によると、東平路管轄下の六つの県の一つである。また平陰縣に関しては同上の史料に、「至元十一年(1274)、県の辛鎮寨・孝徳等の四郷を以て他属に分析せしむ。明年、寨を改め肥城と為し、中県と作し、濟寧路に隸せしめ、平陰

を以て下県と為し、仍お東平に属す」とある。この記述が本案件とあるいは関係するかもしれない。

## 85—16 為完顔投魯訛欺誑事状

近見、在都威寧坊人戸完顔投魯訛、告称耶律丞相、於本宅地虚暗井眼内、藏課銀五百餘錠。既而翻掘、一無所見。切詳、京師風化之源、政(今)[令]之本、一旦信(従)[縦]小民狂妄、至欺誑省堂、侵誣大臣。動擾人衆、知無為有、徼倖(方)[万]一挙云。此風漸不可長。兼白昼都城監臨發掘、似非平時之事。其投魯訛、若不痛加懲誡、以勵其餘、切恐小民因縁別生(發)[事]端。

### 【訳】 完顔投魯訛のペテンについての意見書

最近、中都・威寧坊の住人完顔投魯訛が「耶律丞相(楚材)は自身の邸宅跡の井戸の穴の中に銀塊五百錠あまりを蔵匿している」と訴え、それから掘ってみたところ、ひとつとして発見されたものはなかった。おもうに、帝都は風俗教化の根源であり、政治法令の根本たるべき場所である。ひとたび愚民の妄言をほしいままにさせれば、政府要人をペテンにかけ、重臣をいわれなく中傷するに至る。人々を騒がせて、無い物をも有ると言い、万に一つの僥倖をあてにする。こういう風潮は助長すべきではない。そのうえ、白昼に帝都で役人が発掘を監督するというのは、異常な事態であろう。この投魯訛については、もしここで十分に懲らしめて他の者を鼓舞しなければ、愚民は手づるを求めてあらぬ事態をひき起こすおそれがある。

【註】 ●在都威寧坊—「在都」は金の中都を指す。「威寧坊」については、清・于敏中等編『日下旧聞考』巻37・京城総紀所引『大元一統志』大都路、坊郭郷鎮の条に、「左右警巡院、旧城中(東西南)[西南・西]北二隅坊門の名四十有二

… 東南・東北二隅旧坊門の名二十，東曲河坊・東開陽坊・咸寧坊…」とあり，同書卷 38・京城総紀は咸寧坊の名の由来についても，「『尚書』の「野に遺賢無くんば万国咸寧」の義を取りて以て名づく」という。また，おなじく『日下旧聞考』卷 155・存疑所引『析津志』寺観の条によれば，崇聖寺・延福院・釈迦院がこの咸寧坊にあったという。なお崇聖寺は，『永樂大典』所収『順天府志』によれば，「至元五年に建つ」という。

●耶律丞相—耶律铸ではなく，その父・耶律楚材を指すだろう。耶律楚材はオゴデイ・カアン時代の漠地に対して自ら「中書令」を名のったが，彼を「丞相」と記述する例としては，『孔氏祖庭広記』卷 5・歴代崇重・大蒙古国の条に「丞相（頌）〔領〕省耶律楚才」というほか，元・歐陽玄『圭齋集』卷 7・「国朝名臣事略序」等も「中書令丞相耶律・楊・史之器業」（耶律・楊・史は耶律楚材・楊惟中・史天沢をさす）という。また，本案件が「本宅地虚暗井眼」といい，「耶律丞相」の「宅地」がすでに廢墟になっていたことを思わせる点も，「耶律丞相」が耶律楚材を指す証左となろう。しかも，『国朝文類』卷 57・宋子貞撰「中書令耶律公神道碑」は「（楚材は）平生より生産を治めず，家財は未だ嘗て其の出入を問わず。其れ薨るに及ぶや，人の之を諱る者ありて曰く，『公（楚材）相たること二十年，天下の貢奉は皆私門に入る』と。后（ドレゲネ）は衛士をして之を視さしむるに，唯だ名琴数張・金石遺文数百卷のみ」と記述して，耶律楚材の蓄財が彼の死の直後から奪われていたことを述べる。「耶律丞相」が楚材その人を指すことは，恐らく間違いない。なお，本案件が「耶律丞相」と記述して「丞相耶律公」といわないのは，「耶律丞相」が熟した言い方だったことを思わせる。

●課銀五百餘錠—「課銀」は銀のインゴットを指す。「錠」は「錠」で，一錠ほぼ銀 2 kg に相当するという（森安孝夫「オルトク（斡脱）とウイグル商人」『近世・近代中国および周辺地域における諸民族の移動と地域開発』平成 7・8 年度科学研究費補助金研究成果報告書，1997，pp. 9-13 参照）。したがって，五百錠だと約 1 トン。

●信（従）〔縦〕—文意により改めた。●省堂／大臣—「省堂」は『吏学指南』に「都堂の義なり」といい，中書省・尚書省の首脳幹部を指す。本案件においては，具体的には尚書省を指しているのでは

あるまいか。「都堂」については85-8「都省」の註参照。「大臣」は、おそらく耶律楚材の息子、耶律鏐を指すと思われる。耶律鏐は至元七年正月に左丞相を罷免され(『元史』卷7・世祖本紀4)、また同年同月にはアフマドを長とする尚書省が成立している(『元史』卷7・世祖本紀4)。 ●(方)[万]一一『四庫全書』本に従って校訂した。 ●因縁別生(発)[事]端一「因縁」は「夤縁」。てづるを求める、の意。「発端」は文意によって「事端」に改めた。

## 85-17 請百官上 尊号事状

(標題を含め「尊号」「聖天子」で改行平出)

蓋聞、古者天子、臨御日久、功德昭著、百官表上徽号至于再三。鴻惟聖天子登極以来、神功聖徳不可殫紀。今者宜請中書省恭率内外百司、奉表具上  
尊号以聞。

【訳】 尊号をたてまつるよう願うことについての意見書

聞くところによれば、いにしへの天子は、その御世が永く業績・徳行が明らかかな場合に、官僚たちが再三にわたって尊号を上表したという。おもうに、今のカアンは位についてからの業績が計り知れない。いま、つつしんで官僚たちを引き連れ、上表文とともに尊号をたてまつるよう、中書省に願うべきである。

【註】 ●尊号／徽号一「徽号」は「尊号」に同じ。宋・高承『事物紀原』卷1・朝廷注措部・尊号の条には、「唐の高宗上元元年(674)八月壬辰に至りて、始めて『天皇』と曰い、中宗神龍元年(705)十一月、尊号を上りて『応天皇帝』と称し、景龍元年(707)八月丙戌、加えて『応天神龍』と号す。玄宗の開元以後、宰

相始めて百官を率いて尊号を上り、以て常制と為る」とあり、唐代以降官僚によって歴代皇帝に対し尊号をすすめることが通例となったという。実際にクビライが尊号を称するのは至元二十一年(1284)正月乙卯のことである(『元史』巻13・世祖本紀10参照)。一方、諡号については、『元史』巻74・祭祀志3・宗廟上の条によると、クビライ以前の歴代皇帝および皇族への尊号や諡号については、まず至元二年(1265)十月にチンギスに対し「太祖」の尊号が贈られ、さらに至元三年に太廟が建てられた際に太宗以下16名に対して諡号が贈られている。同条は以下のように言う「(至元三年)冬十月、太廟成る。丞相安童・伯顔言えらく『祖宗の世数・尊諡廟号・配享功臣・増祀四世・各廟神主・七祀神位・法服祭器等の事、皆な宜しく時を以て定むべし』と。乃ち平章政事 趙璧らに命じて集議せしめ、尊諡廟号を製り、定めて八室と為す。列祖神元皇帝・皇曾祖妣宣懿皇后もて第一室とし、太祖聖武皇帝・皇祖妣光獻皇后もて第二室とし、太宗英文皇帝・皇伯妣昭慈皇后もて第三室とし、皇伯考朮赤・皇伯妣別土出迷失もて第四室とし、皇伯考察合帯・皇伯妣也速倫もて第五室とし、皇考睿宗景襄皇帝・皇妣莊聖皇后もて第六室とし、定宗簡平皇帝・欽淑皇后もて第七室とし、憲宗桓肅皇帝・貞節皇后もて第八室とす」。また、『元史』巻1・太祖本紀は、テムジンが1206年のいわゆる第二次即位の際に名乗った「成吉思(チンギス)」を尊号と表現する。本案件は、太廟に関わる案件(85-10・86-7)と関連するであろう。本案件で王憚は、中書省が官僚を引き連れて上表文を提出して在世中のクビライに尊号をすすめるように企図している。『元史』巻8・世祖本紀5・至元十二年(1275)十二月戊申の条に、「中書左丞相 忽都帶児 内外の文武百寮及び緇黃耆庶と、皇帝に尊号の『憲天述道仁文義武大光孝皇帝』と曰い、皇后に『貞懿順聖昭天睿文光応皇后』と曰うを請うも、許さず」とあるように、クビライは至元十二年に至っても尊号を受けなかった。本案件の起草年代は確定できないが、至元十二年以前のことである。

## 85—18 視朝奏事有常限状

(「皇帝陛下」で改行平出, 「聖裁」で空格)

切以, 天下之事日有万機, 事重而当即行者, 必須取自 聖裁. 宜恭請  
皇帝陛下, 自非歲時巡幸, 於端居兩宮之時, 視朝進奏定立常限. 非惟庶事  
康理, 亦使臣下不致稽緩.

【訳】 天子に謁見・奏上するには一定の規定があることについての意見書  
政務というものは日々膨大であり, 重大ですぐに実施しなければならないも  
のは, 必ず皇帝陛下の裁可をあおがねばならない. つつしんでお願いしたいの  
は, 皇帝陛下が春・秋の移動のときでなく, 上都・燕京の両宮においでの際に  
は, 謁見して奏上される方々について一定の規定を設けていただきたい. そう  
すれば, 諸事おさまるのみならず, 臣下の政務も遅延がなくなるだろう.

【註】 ●視朝奏事有常限—「視朝」は, 諸侯が天子に謁見して朝政に与ること.  
『礼記』曾子問第七に「諸侯 天子に適かば, 必ず祖に告げ, 禴に奠し, 冕し  
て出でて視朝す」とある. また「常限」は, 人が常に守るべき一定の決まり, の  
意. 本案件で王暉が問題にしているのは, 世祖クビライの身邊に常にケシクの  
者たちがいるため, 歴とした位階官が奏上するにあたり多くの不都合があるこ  
とである. 本案件は, ケシクに散官を与えることを論じた 84—8, 百官の賀正  
に秩序をあたえることを論じた 85—9 等とともに, 要は中国官制に則った秩序  
をオールド内に求めたもの. したがって, ここにいう「視朝」は単に政務を執る意  
ではなく, 『礼記』の原義通り, 諸侯が謁見して朝政にあずかること. 諸侯とは  
この場合, 諸王・投下を暗に指すだろう. 末尾に言う「非惟庶事康理, 亦使臣下  
不致稽緩」とは, 王暉の痛烈な皮肉である. ●歳時巡幸—春と秋の季節移  
動. 『元史』世祖本紀によると, ほぼ毎年, 春には「車駕 開平に幸す」もしくは  
「車駕 上都に幸す」(『元史』巻 5・世祖本紀 2・中統四年五月戊子の条に, 「開平府を陞  
して上都と為す」とある), 秋には「車駕 上都自り至る」と記されている. その記

述によると、春の移動は二月～三月(至元二十七年のみ四月)、秋の移動は八月～十月に行われている。ただし、中統年間(1260～1264)の季節移動についての記録は、中統二年・四年二月の「車駕 開平に幸す」、中統四年八月の「車駕 上都自り至る」の記述のみ。至元年間(1264～1294)においては、五・六・十五年は上都への移動の記録を、十四・二十四・二十七・二十八年は上都からの移動の記録を欠く。クビライ以降の歴代カアンの季節移動については、葉新民「元朝皇帝巡幸上都日期表」(『元上都研究』内蒙古大学出版社、1998)参照。

## 85—19 請建臺閣図功臣肖像状

(「国朝」で空格)

昔両漢之麒麟・雲臺，唐金之凌煙・衍慶，皆所以褒獎忠義，激動一時。切見，国朝開創以来，謀臣猛將勲德顯著者甚多。合無建立臺閣，図絵肖像，不然則使歳時配享廟庭。非惟存没獲寵，亦一代之盛事也。

【訳】 臺閣を建ててそこに功臣の肖像をえがくことを請う意見書

いにしへの両漢の麒麟閣や雲臺，唐朝金朝の凌煙閣や衍慶宮は，すべて忠誠のまごころを称揚し，時の臣民をはげますためのものであった。いま思うに，ご公家がひらかれて以来，智謀の臣下，勇猛な將軍で勲功徳行のあきらかなるものは，はなはだ多い。臺閣を建設してその肖像をえがくべきであり，そうでなければしかるべき時に宗廟で合祀をとりおこなわせるべきである。それは，生没にかかわらず臣下が恩寵をうけるというのみならず，また，一代の輝かしい事業でもあるのだ。

【註】 ●臺閣—ここでは特に，功臣の勲績をたたえ，その肖像を掲げるため設けられた楼臺・楼閣の類を指す。杜甫「過郭代公故宅」詩(『杜詩詳注』巻11)に「廻かに出づ名臣の上，丹青臺閣を照らす」とあり，李徳裕「重写前益州五長史

真記』(『会昌一品集』別集卷7)に「追維するに、二漢の臺閣 皆な図写有り。黄覇・于定国は宰相名臣と雖も、画像の列に在るを得ず」とある。 ●兩漢之麒麟雲臺—麒麟閣・雲臺は、次項の凌煙閣・衍慶宮とともに、功臣のいさおをたたえてその肖像を掲げる施設。前漢の麒麟閣については、『漢書』卷54・蘇武伝に「(宣帝)甘露三年、单于始めて入朝す。上股肱の美なるを思い、乃ち其の人を麒麟閣に図画(えが)き、其の形貌を法(かたど)り、其の官爵姓名を署さしむ」とあり、その記述によれば、麒麟閣に画像を掲げられたのは、霍光・張安世・韓增・趙充国・魏相・丙吉・杜延年・劉徳・梁丘賀・蕭望之・蘇武の十一名。張晏注には「武帝 麒麟を獲りし時、此の閣を作り、其の象を閣に図画き、遂に以て名と為す」とある。後漢の雲臺については、『後漢書』列伝12・朱景王杜馬劉傅堅馬列伝論に「永平中、顯宗(明帝)前世の功臣を追感し、乃ち二十八将を南宮雲臺に図画かしむ。其の外、又た王常・李通・竇融・卓茂有りて、合わせて三十二人」とある。その三十二人とは、鄧禹・馬成・吳漢・王梁・賈復・陳俊・耿弇・杜茂・寇恂・傅俊・岑彭・堅鐔・馮異・王霸・朱祐・任光・祭遵・李忠・景丹・万脩・蓋延・邳彤・鉞期・劉植・耿純・王常・臧宮・李通・馬武・竇融・劉隆・卓茂。 ●唐金之凌煙衍慶—唐朝の凌煙閣と金朝の衍慶宮。凌煙閣は、北周・庾信「周柱国大將軍紇干弘神道碑」(『庾子山集』卷14)に「天子凌烟の閣に画き、言(ここ)に旧臣を念う」とあり、その起源は唐朝以前に遡る。唐朝の凌煙閣については、『旧唐書』卷3・太宗本紀下・貞觀十七年春正月戊申の条に「詔して司徒趙国公(長孫)無忌等勲臣二十四人を凌煙閣に図画かしむ」とあり、同書卷65・長孫無忌伝によれば、それは、長孫無忌・李孝恭・杜如晦・魏徵・房玄齡・高士廉・尉遲敬徳・李靖・蕭瑀・段志玄・劉弘基・屈突通・殷開山・柴紹・長孫順徳・張亮・侯君集・張公謹・程知節・虞世南・劉政会・唐儉・李勣・秦叔宝の二十四名。功臣の画像は、その後もたびたび加えられた。衍慶宮については、『金史』卷7・世宗本紀中・大定十四年十月乙卯朔の条に「詔して功臣二十人を衍慶宮聖武殿の左右の廡に図画かしむ」とあるが、同卷70・習室伝には、「世宗 太祖・太宗が創業の艱難を思い、当時の群臣の勲業

最も著らかなる者を求め、像を衍慶宮に図かしむ」とあり、斜也・撒改・宗幹・宗翰・宗望・宗弼・習不失・幹魯・希尹・婁室・宗雄・闍母・銀朮可・阿离合懣・完顔忠・蒲家奴・撒离喝・劉彦宗・幹魯古・韓企先・習室のあわせて二十一名を列記する。 ●配享—合祀。ここでは功臣を天子のみたまやに共に祀ることをいう。

## 85—20 立襲封衍聖公事状

(「国朝」「聖旨」「闕」「国家」で改行平出)

伏見、歴代尊礼孔聖、世有襲封、以奉祀事。会驗、

国朝自壬辰年間、欽奉

聖旨、於南京取到五十一代孫孔元措、赴

闕、令襲封於魯。自元措之後、嗣襲迷闕、歲時主祀、止令曲阜令治承權祀事、甚非大宗主祭之義。我

国家、尊師重道、焜耀百代、三教九流、莫不崇奉、豈惜一人爵祿而不議封建。蓋未有挙行者。合無聞奏、明考族譜、令宗親推其賢而有文者襲其封爵、俾奉祀事。以明天下風俗之本、寔聖代殊常之盛典也。

### 【訳】 襲封衍聖公を立てることについての意見書

歴代の王朝は聖人孔子を尊崇し、代々世襲の爵位を与えて孔子廟の祭祀を主催させてきた。照会したところ、ご公家は、壬辰年(1232)にカアンのお言葉を奉じて第五十一代の孔孫・孔元措を南京(開封)で手に入れ、お膝元に赴かせ、衍聖公の爵位を魯の国で継承させた。孔元措の死後、爵位の継承はなく、孔子廟における季節ごとの祭祀は曲阜県令の孔治に臨時の主催者を勤めさせているだけである。本家が祭祀をつかさどるという原則に甚だもとするものであろう。ご公儀は、賢人の教えを尊んで後代に称揚し、儒・仏・道から九流まで、いずれも尊重しないものがないのだから、まさか衍聖公一人の俸祿を惜しんで爵位

を与えないのではあるまい。孔家に採り上げるべきものがまだいないためであろう。カアンに奏上し、孔家の族譜を調べ、思慮深く学のあるものを孔家のものに推薦させて衍聖公を継承させ、孔子廟の祭祀を主催させるべきではあるまいか。人びとに人倫の根本を示すことになり、御世が輝かしい故実ともなるろう。

【註】 ●襲封衍聖公—85—13の「襲封」の註参照。金元交代期の襲封衍聖公については、『金史』、『元史』、『孔氏祖庭広記』巻5、『仏祖歴代通載』巻32・海雲伝、『曲阜県志』『芸文志・金石』『褒崇祖廟記』等に断片的な記述があり、それらを総合すると次のように考えることができる。第五十一代の襲封衍聖公・孔元措は貞祐の南遷後、金の宣宗の召喚に従って太常卿として南京(開封)に入り、1233年そこで南京開城を迎える(王恂がいう「壬辰年間(1232年)」とは何かの誤りであろう)。その後孔元措は、元好問などとともに先ず博州に抑留され、ついで東平に移されて嚴実の保護を受ける(恐らく1236年)。耶律楚材の命によって孔氏一門の「賦役」を免ぜられ(丁酉1237年1月の日付をもつ「元代白話碑集録」(40)「曲阜文廟免差役賦税碑」はこの時のものであろう)、ついで、1237年11月に燕京地区に赴き、僧・海雲や課税所長官・張瑜、道士・肅元素の尽力によって断事官・耶律綿思哥(丞相耶律丑山とも記述される)と会面し、孔・顔・孟三氏の子孫の税賦を正式に免ぜられる。また、孔元措が1252年に死去した後、『元史』の記述等によれば、襲封衍聖公の継承をめぐって一族で争いが起こったというが、そのことについては後の「曲阜令治」の註参照。 ●会驗—84—6註参照。 ●欽奉聖旨—本案件を文字通りに読めば、ここにいう「聖旨」は、孔元措を南京から「取到」し、「赴闕」せしめて、魯において衍聖公を襲わしめるという三つの内容をもつように思われる。が、そうした三つの内容をもつ「聖旨」は、少なくとも現存するものの中にはない。現存する聖旨は、1237年1月の日付を持つ「免差役賦税」(『孔氏祖庭広記』と『元代白話碑集録』(40)「曲阜文廟免差役賦税碑」がそれにあたる)のみであり、その聖旨は孔・顔・孟三氏の子孫の税賦を免

じるもの。孔元措の衍聖公襲封を認可するものですらない。孔元措がモンゴル朝廷によって正式に襲封衍聖公に任じられたとする聖旨は実は現存せず、また、孔元措は曲阜において嚴実の仲裁のもとで襲封衍聖公となっているのであって(後註参照)、その意味では、1233年から1252年に至る襲封衍聖公の動向にカアン等モンゴル朝廷がどの程度関与したか甚だ疑問である。王俔がここでいう「欽奉聖旨」がいかなる「聖旨」を念頭に置くかはよくわからない。

●取到—「取」と同義。「到」は吏牘体に特徴的な語助。この時代の用法では、必ずしも動作の到達点を意味せず、したがって賓語をとる必要もない。

●曲阜令治—孔子第五十三代の子孫で、第五十三代の衍聖公を成宗テムルの元貞元年(1295)に継いだ孔治を指す。彼の伝記資料には、曲阜林廟内に今日も碑文が現存する「五十三代孫中議大夫襲封衍聖公神道碑銘」、ならびに彼の父の墓銘「故奉訓大夫襲封衍聖公世襲曲阜令墓銘」がある。それらの記述によれば、彼の祖父は元用、父は之全。元用は、孔元措が南京にいる間曲阜を守り、南宋の宝慶元年(1225)に南宋側によって襲封衍聖公に任じられた。が、翌1226年2月に、その子・之全が太師国王(ムカリ)に降って襲封衍聖公を認められたともいう。そののち襲封衍聖公は子の之全が継承していたようだが、孔元措が曲阜に帰還して、嚴実の仲裁のもと、之全は爵位を孔元措に譲ったという。また、孔元措が死去した壬子年(1252)、之全はやはり嚴氏によって襲封衍聖公に復せられたともいう。孔治は憲宗モンケの中葉ごろ曲阜県令となり、中統四年(1263)以来「権祀事」を務めた。なお孔治は、クビライ朝一代の間は衍聖公を襲封することをついに認められなかった。彼が大徳十一年に死去したのち衍聖公を襲封したのは、彼の長子・孔思誠。 ●権祀事—前掲「五十三代孫中議大夫襲封衍聖公神道碑銘」に「中統四年、公始めて権祀事」とある。 ●三教九流—「三教」は儒・仏・道、「九流」は儒家・道家・陰陽家・法家・名家・墨家・縦横家・雑家・農家を指す。(漢)参照。

## 85-21 為教孔顔孟子孫事状

(「国朝」で空格)

伏見、国朝尊師重道、徳及後裔。其孔顔孟子孫、故往者特設教官、使之養育。比年以来、不聞一人有学業問望者。雖親炙祖庭、其淵源聞見、終是寡陋。今後(有)[合]無選三家徳性頗明俊者、使入京師国学、令学士等官教育。庶幾有成、以昭先世之徳。

【訳】 孔子・顔子・孟子の子孫たちを教育することについての意見書

ご公家は賢人の教えを尊び、その恩沢は子孫たちにも及んでいる。孔子・顔子・孟子の子孫たちについては、昔は特別な教官を置いてこれらを教育したものであるが、ちかごろでは一人として学問の期待がかかるものがない。聖人ゆかりの曲阜に育ちながら、家系から来るはずの教え・教養はあまりない。今後は、三家の中から聡明そうなものを選び、みやこの国学に入学させて翰林学士などの官人たちに教育させるべきである。そうすれば、学業も進み、祖先たちの人徳・教養を明らかにできるというものである。

【註】 ●孔顔孟子孫—85-13の註で引用した『孔氏祖庭広記』巻5所収「大蒙古朝皇帝聖旨節文」によれば、太宗オゴタイの時代に孔家は15家、顔家は8家、孟家は2家あったという。また、『元史』巻4・世祖本紀1・中統二年(1261)九月戊辰の条に「大司農 姚枢、儒人 楊庸を以て孔・顔・孟三氏の子孫を教うるを請う」とあり、孔・顔・孟三氏の子孫の不明は早くから問題になっていたと推測されるが、ただ、王恽のこの上申書を見るかぎり、姚枢のこの時の上申は実現しなかったと思われる。 ●故往者特設教官使之養育—『孔氏祖庭広記』巻7・沢及子孫・北宋の哲宗元祐元年(1086)の条は「学舎を廟の東南の隅に建て、教授官一員を置きて教諭せしむ。本家の子弟内より人を挙げしめ、本州の学生の例に依りて優与供給せしむ」という。孔家の子孫のために特別の学舎・教官を置いたのは、恐らくこれが最初である。ただし、金朝時代にお

ける「孔顔孟子孫」の教育は州学においてなされたと推測され、『金史』巻51・選挙志1・進士諸科の条は、州学の定員を論じて「闕里の廟宅の子孫の年十三以上のものは数を限らず」という。 ●淵源一家風・家学をいう。元好問がしばしば「父兄之淵源，師友之講習」（たとえば『遺山先生文集』巻18「内相文献楊公神道碑銘」）というように、この時代には士大夫の人格・教養を形成する最も重要な要素と考えられていた。 ●京師国学—「京師国学」の実態がいかなるものであったのかは不明。『析津志輯佚』学校の条は「提学詔」という見出しをつけて中統二年八月二十四日の日付をもつ詔書（『廟学典礼』巻1「設提学校官」とほぼ同文）を掲載し、「諸路の学校は久しく廃され、以て人材を作成する無し。今、擬して博学洽聞の士を選び、以て之を教導せしむ。敬鉉につきては燕京路副提学校官に充てるべし。凡そ、諸生の進修するは、高業の儒生を選んで教授せしめ、厳に訓誨を加えよ。務は材を成し、以て他日の選擇の用に備えるを要す」という。また、『元史』巻7・世祖本紀4・至元八年（1271）三月乙酉の条に「命じて国子学を設け、司業・博士・助教各一員を増置し、随朝百官近侍の蒙古・漢人の子孫及び俊秀なる者を選びて生徒に充てしむ」とある。『元史』のこの記述と本案件の先後については不明。 ●（有）〔合〕無—『四庫全書』本にしたがって改めた。

## 85—22 史丞相封公爵事状

切見、丞相史公、係四朝勲臣。今雖引年、宜加公爵、給其半祿、時加体貌、以備顧問。合無更依旧典、每十日一至中省、平章軍国重事。不然使臥護諸將、規取荆襄、亦周宣憲宗之舉也。

【訳】 丞相史天沢を国公に封ずることについての意見書

丞相史天沢は、四朝のカアンにお仕えしてきた勲功ある家臣である。いま引

退の歳にあるとはいえ、国公の爵位を授け、俸禄の半分を与え、しばしば対面され、相談役とするべきである。古くからの故実にしたがって十日に一度中書省に召喚し、ご公家の軍事に関わる重大事を評議させるべきであろう。そうしないのであれば、病身のまま諸将・諸軍を監督せしめて荊州・襄陽の地を陥落させれば、周の宣王や唐の憲宗の行いに匹敵するというものであろう。

【註】 ●史丞相—史天沢のこと。85—5参照。至元六年(1269)正月より襄陽に出陣していたが、至元七年に「疾をもって燕に還る」とある(『元史』巻155・史天沢伝)。史天沢に関わる案件としては、85—5に続くものである。 ●公爵—85—5「公爵」の註参照。ここで王恂が「公爵」というのは恐らく世襲を前提とするだろう。本案件は、史天沢の長子、史格を論じた85—25と深く関連する。 ●四朝—王磐「中書右丞相史公神道碑」(『国朝文類』巻58)に「太祖太宗睿宗憲宗四朝」とある。 ●引年—引退の年の謂。軍官の致仕は七十とする規定が当時あったであろうことについては、85—5の「今史公年雖耳順」の註参照。本案件も85—5と同様に至元八年前後に書かれたものであろう。 ●半禄—未詳。俸禄の半分、の意であろうが、その俸禄の内実については不明。 ●体貌—『漢書』巻48・賈誼伝に「大臣に体貌してその節を厲ます所以」とあり、その顔師古の註に「体貌は礼容を加えて之を敬するを謂う」という。皇帝が臣下と対面して敬意を表すことをいう。 ●旧典—「典」というのだから、成文化された故実を想定すべきであろう。未詳。あるいは金制をいうか。なお、至元元年に劉秉忠が太保を授けられた際も、劉秉忠は中書省の顧問のような立場を与えられたと思われる。85—5の「師保」の註参照。 ●毎十日一至中書省平章軍国重事—王磐「中書右丞相史公神道碑」は、「(至元)八年開府儀同三司平章軍国重事を授く。仍お右丞相安童をして公に諭せしめて曰く、『中書省・尚書省・御史臺は、或いは一月、或いは一旬、遇たま大事有らば卿は商量すべくも、小事なれば必ずしも卿を煩わさざるなり』」とある。また、ここにいう「平章」とは、「平章」の原義である評議の意。 ●臥護諸將—「臥護」は、病

身をおして監軍する、の意。『史記』卷55・留侯世家に「上病むと雖も、彊いて輜車に載り、臥して之を護せば、諸將力を尽くさずんばあらじ」とある。

●周宣憲宗一『四庫全書』本はそれぞれ「周宣王」「唐憲宗」とする。宣王は周の第十一代の王であり、尹吉甫などに命じて西戎・荆蛮・淮夷などを討伐させた。唐の憲宗(在位：805～820)は、裴度などに命じて反乱を鎮圧し、淮西を平定した。ここは、世祖クビライを周の宣王や唐の憲宗に比すというよりも、史天沢を尹吉甫や裴度に擬するものであろう。

## 85—23 請禁制異様服色事状

(「国家」で改行平出)

切惟、衣服之制、本以別貴賤定尊卑、故歴代相沿各有定制。今民間以侈靡相高、雖工商皂隸、皆得衣被金綉龍鳳衣物、以致貴賤混淆、無以差別。今国家以儉徳化下、服服不衷、返為妖災。今後、合無將一切金繡異様衣物、除令得服用外、自餘即聽与鞍轡等事、一体厳行禁制。亦辨上下定民志之一端也。

【訳】 貴人にのみ許された文様を禁制にすることを求める意見書

衣服の制度というものは、元来は上下貴賤を区別するためにあり、歴代王朝はそれぞれ規定を設けていた。しかし今、巷では華美を競い合い、工匠・商人や皂隸までもがみな金糸の刺繡や龍・鳳凰の柄の付いた衣服をまとうことができ、上下貴賤が入り混じって、区別がつかなくなっている。今、ご公家は質素儉約の行いによって天下を教化しているのに、衣服が不適當であれば、逆に災いを招きかねない。今後はさまざまな金糸の刺繡、貴人にのみ許されている文様の織り込まれている衣服は、特別に着用を許されている場合を除き、鞍や手綱などの規定と同様に禁令を厳しく実施すべきである。そうすることが、上下貴賤を定め、民心を安定させる契機にもなるのである。

【註】 ●禁制異様服色—「異様」は、元来はまさしく、異様、の意だが、モンゴル期にあっては、カアン等一部の貴人が用いる龍・鳳等の文様を指し、その文様を用いた製品を、『元典章』等ではしばしば「異様生活」という。「異様生活」は、あるいは非漢語からの意識語かもしれない。また、「異様」が用いられるのは衣服に限らず、装飾品・器皿・帳幕・車輿・鞍轡等に及び、それらの器物の貴賤に応じた文様の規定を「服色」と言う。禁制の対象となった器物は異様局総管府の統制のもとでのみ製造が認められていたらしい。なお、『元史』卷78・輿服志1・冕服・服色等第の条にある衣服の着用規定は、仁宗期の延祐元年(1314)に定められたものであるが(『元典章』卷29・礼部2・礼制2・貴賤服色等第の条、『通制条格』卷9・衣服・服色も同文。『元史』卷105・刑法志4・禁令の条もほぼ同じ)、それによると、「御賜の物は禁限に在らず」とあり、禁制の対象となる器物はカアンから下賜されるのが建前とされた。 ●工商皂隸—元・陸文圭『牆東類稿』卷4・策・「流民貪吏塩鈔法四弊」は、「古者、衣服に常有りて上下に制有るも、今倡優も妃后の飾を為すを得、皂隸も公卿の服を僭す可し」と言う。王暉がここで言う「工(匠)」「商(人)」「皂隸」は、多くは色目人であったり、カアンや諸投下に所属する人たちであったろう。 ●金綉—『元典章』卷58・工部1・造作1・段疋・毛段上休織金の条によると、織物に金を織り込むことは中統二年(1261)に禁じられている。 ●龍鳳—『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年(1270)閏十一月戊辰の条に「繪段の日月龍虎を織るもの、及び龍犀を以て馬鞍を飾る者を禁ず」とある。『元史』の記述に対応する規定は『元典章』卷58・工部1・造作1・段疋・禁織龍鳳段疋の条にもあり、「至元七年、尚書刑部承奉したる尚書省の劄付、議し得たるに、隨路の局院係官の段疋を除くの外、街市の諸色人等、日月龍鳳の段疋を織造するを得ず」とある。なお、『元史』卷105・刑法志4・禁令の条には、「諸そ章服は、惟だ蒙古人及び宿衛の士も、龍鳳文を服することを許さず、餘は並びに禁ぜず。龍とは五爪・二角なる者を謂う」とある。 ●服不衷—『春秋左氏伝』僖公二十四年の条に「之を服して衷わざれば、身の災いなり」とあり、これをふまえたもの。「服

服)は『春秋左氏伝』の表現とは異なるが、意味が通じるので原文のままとした。「衷」は「中」に通じ、かなうの意。 ●鞍轡—『元典章』卷 58・工部 1・雜造・鞍轡靴箭休用金の条に、「至元八年(1271)十一月中書右三部の承奉したる中書省の筭付、欽奉したる聖旨に『鞍鞆・鞞轡・靴子・箭頭は金を用いさせるな』とある」という。 ●辨上下定民志—84-8の註参照。

## 85—24 論節婦雷姑状

今体訪到、京兆府三白渠副使郭時中妻雷氏、係前監察御史雷晞顔女。自三十一歳、夫郭身故、雷止生女子一人、長已適元氏、經今十有六年。窮居守志、誓死靡它、(真)[貞]順堅確、殊有父風。宗族称賢、郷閭服化、在雷門善繼先声、居郭氏寔為節婦。理宜旌表、風勵多方。伏乞、御史臺照詳施行。

【訳】 貞節の女性、雷女史について論じる意見書

今、実地に取り調べたところ、京兆府三白渠副使、郭時中の妻である雷氏は、さきの監察御史雷晞顔の子女である。三十一歳の時、夫である郭氏が身まかったため、雷氏は娘ひとりを生んだだけであつたが、その娘も成長して既に元氏に嫁ぎ、(夫を亡くして以来)今まで十六年が過ぎた。貧窮生活にも再婚をせず、生涯不変の誓いをたて、貞操をかたく守ろうとするさまには、まさにその父の遺風がある。一族からは賢婦と褒めたたえられ、土地の者たちは敬服教化され、雷家においては祖先の名声を承け、郭氏にあつてはまことに貞節の婦人である。当然それを称揚し、人々を努め励ますのがよい。おそれながら、御史臺の検討を請う。

【註】 ●雷姑—「姑」は女性に対する敬称。男性の「公」にあたる。

●京兆府三白渠副使郭時中—三白渠の沿革については、『類編長安志』巻6・渠、『長安志図』巻下・渠堰因革に詳しい。『元史』巻65・河渠志2・三白渠の条によれば、モンゴルの金朝遠征以来荒廃していた三白渠は、太宗十二年(1240)梁泰によってその修復と供用が奏上され、それに応じた太宗の令により「令に就きて梁泰をして元降の金牌を佩せしめ、宣差規措三白渠使に充て、郭時中に之れに副たらしむ。朝廷に直隸せしめ、司を雲陽県に置」いた。郭時中(字器之)の伝記については、李庭「元故三白渠副使郭公墓碣銘」(『寓庵集』巻6)に詳しいが、それによれば、戊戌の選試に挙げられ、太宗十一年(1239)、和林城(カラコルム)で耶律楚材に謁し、彼の評価を受けることで三白渠副使に擢かれることになったことがわかる。またこの墓碣銘には、妻雷氏についても言及されるほか、「監察御史王惲 以て聞するに、其の辭に『雷門に在りては善く先声を継ぎ、郭氏に適ぎては誠に真婦たり』の句有るは、蓋し実に録して云う」と、王惲の当事案の引用もある。なお、郭時中は憲宗五年(1255)十月に六十一歳で亡くなっており、後文の「経今十有六年」という記述からすると、この事案が書かれたのは至元八年(1271)である。

●前監察御史雷晞顔—金朝末の名士、雷淵。晞(希)顔はその字。『金史』巻110に伝があるほか、伝記史料として、元好問「雷晞顔墓誌銘」(『遺山先生文集』巻21・『国朝文類』巻51)がある。

●雷止生女子一人長已適元氏—前掲「故三白渠副使郭公墓碣銘」には「一女を生み、京兆の哀忱に適ぐ」とある。「元」と「哀」(同音)は、どちらが正しいか定めがたい。

●守志—女のみさおがかたいこと。『雲謡集雜曲子』【鳳婦雲(兎家本是)】に「徒勞の公子肝腸断ち、謾りに心を生ぜども、妾が身は松柏の如く、守志の強きこと魯女が堅貞に過ぐ」とある。(漢)参照。

●(真)〔貞〕順堅確—『四庫全書』本により改めた。

## 85—25 史丞相子格合任用状

(「朝廷」「宣」「御」「内」「恩寵」で改行平出)

伏念、崇徳報功、聖王之盛事、推賢繼世、有国之常經。切見、前中書左丞相平章政事史公、中朝元老、累世勲臣。夙夜奉公、小心翼翼、而又忠孝伝家、險夷一節。今行年七十、綏戎湘漢、御將籌邊、衝冒矢石、瘴煙暑雨、偃薄侵凌。内懷未効之憂、外愾敵王之寇、用是憂勞、日臻衰疾。伏惟、朝廷憫其如此、故屢頒宣賜、式慰老懷、先之以御醪藥餌、繼之以内厩乘騾。其為恩寵、固以隆重、然史氏一門、諸子振振、未蒙擢用。今者魯蔡二公之後、内外分任各有其人。豈期柱石之元臣、未覩管纓之嗣子。揆嫡長子格、天姿高明、達於為政。前任衛州節使、已有能声、後從西征、多歷艱險。合無依例任用、置彼周行。不惟慰史公之心於垂老之年、抑亦激忠風於当代也。揆此合行拳呈。

【訳】 史丞相の子、格を任用すべきことについての意見書

わたくし王暉がおもうに、有徳者を尊崇して功績に報いることは皇帝の徳の発露であり、賢者を盛りたてて前代の善政を継ぐことは王者の立派な仕事である。

さきの中書左丞相平章政事の史天沢はわが王朝の重鎮であり、歴代のカアンにお仕えた勲功ある人物である。皇帝の政務のために日夜心を砕き、細心にして慎み深く、さらに忠と孝とを家風とし、難事にも一貫して節を通してきた人である。いま年齢は七十にもなるが、襄陽方面で軍兵を統率し、諸将を率いて辺境の軍事を計画し、前線の矢の中をかいくぐり、南方の瘴気と暑さに苛まれてきた。内には本懐を逃げざる憂いを抱き、外には南宋の進攻を憤って、心労と憂いから肉体は衰え病むようになった。思うに、ご公家はこのような様子をご覧になってしばしばお言葉や品物をお分かちになり、老臣の心を慰め、

まず御酒や薬、ついで御用の騾を賜ったのである。その恩恵・寵愛はもちろん手厚いものではあったが、しかしながら、史氏一門の誠実な子供たちはいまだに拔擢されてはいない。今、魯国公・嚴実、蔡国公・張柔の子息たちは内外に地位を得てそれぞれに任用されているのに、国家の柱たる大老・史天沢ははからずも官位に就いた後継者をもたないのである。

嫡男の史格は、容姿端麗、行政能力もあり、前任の衛州節度使であった時もある有能との評判があり、そののち西方遠征に従事して多くの辛酸を経験してきた。ご公家は格を任用し、しかるべき官位につけるべきであろう。そうすれば、史公の引退の年に彼の心を慰めることができるばかりでなく、忠義の気風を今の世に奨励することにもなる。

この事については、具呈書を送るべきである。

【註】 ●史丞相子格—史天沢の長子、史格。王磐「中書右丞相史公神道碑」（『国朝文類』巻58）によると、史天沢には格・樟・棣・杠・杞・梓・楷・彬の八人の息子がいたという。長男の史格については、姚燧「平章政事史公神道碑」（『国朝文類』巻62）が基本史料となる。その記述によれば、史格はクビライとアリク・ブケの戦いに際してアリク・ブケ側の陣中であつたと推測され、クビライがアリク・ブケに勝利した後も恐らく無官であつた。王惲は本案件で、その史格が史天沢の跡を継ぐべきことを論じる。 ●前中書左丞相平章政事史

公—本案件は85—5・85—22と同様に、史天沢が至元七年(1270)に前線を退いた際に書かれたと思われ、同八年五月に開府儀同三司平章軍国重事を授けられたことと密接に関係するだろう。本案件中に「今行年七十」と言い、また「前中書左丞相平章政事」と述べて「開府儀同三司」と称さない点からすれば、至元八年の五月以前に書かれたものと推測される。 ●中朝—『資治通鑑』巻

294・五代後周・顯徳六年(959年。すなわち『資治通鑑』が記述する最後の歳)六月丙子の条にある「直隸中朝」という一句に対し、胡三省は「中朝、中国を謂うなり」と註をつける。王惲の用いる「中朝」もこの意味であろう。 ●湘漢—湘

水・漢水一帯の湖南・湖北の地を「湘漢」と呼びならわす。王暉がここで「湘漢」という表現を用いるのは、山東方面・河南方面・四川方面の三方向から行われた南宋攻撃全体を視野に入れ、史天沢が参画した襄陽攻撃の目的を総体的に述べるからであろう。『輟耕録』巻15・錢唐懷古詞の条は、傳按察なる人物が南宋滅亡を懷古して詠んだとされる詞をあげ、「下襄樊，指揮湘漢」という。

●式慰一「式」は語助。『助字辨略』巻5に「此の式字を愚案するに、猶お『爰』のごときなり」とある。

●先之以御驃菓餌一王磐「中書右丞相史公神道碑」に、「(至元)十一年秋公を以て右丞相伯顔と荆湖路行臺を領せしめ、大軍を総べ襄陽より水陸並びに進めしむ。將に鄂渚より江を渡り、行きて郢州に至らんとするも、公病ありて進むこと能わざれば、襄陽に還る。上聞きて亟やかに近侍を遣わし、葡萄酒を賚いて、公に賜う。(中略)上又た其の子の杠を遣わし、太医を与えて馳せ往きて診視せしめ、仍お藥物を賜う」とある。『元史』巻155・史天沢伝も同様である。クビライが史天沢に酒と菓を与えた話を王磐は至元十一年のこととするが、それが王磐の記述の誤りであるか、クビライが複数回「御驃菓餌」を賜ったのかはよくわからない。

●乘騾一元・李治『敬齋古今註』巻6(12巻本)は、『漢書』が記述する渾邪王を論じつつ騾に及び、「治曰く、今の回紇の人は善く騾を畜う。騾は日に七八百里を行く有り。必ずしも驢種の馬子にあらずして、乃ち自ら騾種あるのみ。其れ騾は、生まれし時、須らく母の腹を剖く。亦た剖かずして生まれるものも有り。然れども其の力は母を殺せしものに及ばず。単于の乗りし所は必ず此の輩なり。騾は堅耐にして馬は乏し易きを以て、故に馬には乗らずして但だ騾に乗るなり」という。王暉がここで「乘騾」というのは、乗り物を総称していうのではなく、まさしく「騾」を賜ったからであろう。

●諸子振振一「振振」は『詩經』周南・麟之趾にあることば。鄭箋は「信厚也」という。

●魯蔡二公之後内外分任各有其人一魯国公 嚴実と蔡国公張柔をさす。

●前任衛州節使一史天沢が壬子年(1252)にモンケから衛州の五城を与えられ、史格が当地の節度使となったことを言う。『国朝文類』巻62「平章政事史公神道碑」は「憲宗は戦迹の衛に著わるるを以て、封ずる

に衛の汲・胙城・新郷・獲嘉・蘇門の五県を以てす。是に繇りて故栄禄大夫平章政事公(史格)は、大尉(史天沢)の元子たるを以て、節度を衛に得たり」と言う。史格が五県すべてを節度したかどうかは、記述があいまいでよくわからない。

●後従西征多歴艱險一『国朝文類』卷62「平章政事史公神道碑」は「一王公を召し、偕に絶漠に北して謙州に留まる。其の儲氏の姑に依りて、居ること五年にして帰る」と言う。ここに言う「一王」とはアリク・ブケ、「謙州」はケムケムジュート、「儲氏」は、史格の妻のひとり。史天沢の伝記史料によれば、史天沢父子は1257年以来モンケの許にあり、1259年にモンケが急死した際も史天沢は釣魚山にあった。そのことからすれば、モンケの死後、父史天沢はクビライに従い、息子史格はアリク・ブケに従ったことになる。

●依例任用一ここに言う「例」とは、軍官が七十で致仕して後の「襲替」を言う。いわゆる「軍官襲替」については、『通制条格』卷6・『元典章』卷11等を参照。

●周行一『詩経』周南・卷耳にあることは、鄭箋は「周之列位」という。「朝官」と同意。

## 86—1 廉平章廉能合復用状

(「天威」「西顧之憂」で空格)

蓋聞、進賢受上賞、蔽賢蒙顕戮、古今之通論也。伏見、中書平章政事廉希憲、忠誠衛社、孝友名家、久侍禁闈、常深委仗。而又疾惡如讐、進賢若渴。爰自中統初年、奉將天威、仗鉞陝右、其奮不顧身、弭伏禍亂、致寬西顧之憂、而謀猷忠壯、蓋素所蓄積也。及歸治裝、琴書之外、一無長物、可謂廉矣。既而平章中省前後七年、益勵忠貞之節、殊深端揆之方、其於贊襄、不為無補。邇者罷政就列、秣緣新制、不聞過愆。今也未及踰年、臥病數月、生理蕭然、恬焉自若。雖斛律光之忠亮無他、魏高允之清苦自守、無以過此。誠清白之相、乃有為之材也。今年、方強仕、似未宜置之散地使後事功。方今、川蜀未得其人、襄陽旅拒不下。儻起而用之、使当一面、必能收取實効。不効則治某以冒妄之罪、誠所甘心焉。

【訳】 平章政事廉希憲は有能・清廉で再び任用されるべきことについての  
意見書

聞くところによれば、「賢者を推薦したものは顕彰を受け、賢者の登用を妨げたものは誅罰を受ける」とは、古今共通の定論である。

わたくしが思うに、中書平章政事の廉希憲は忠実なるウイグル国の出で、親兄弟に尽くす名門である。ケシクとして永くご公家のおそばに仕え、生殺与奪の大任をまかされてきたが、悪を憎んで賢者を渴望する人物でもある。中統年間の初めから、カアンの御威光を承けて陝西で兵権を統べ、奮戦して己の身を案じることなく、擾乱を治め、ご公家の西方の不安をやわらげた。深慮遠謀を有して果敢であることは、かねて実績のあるところである。召還の際の旅支度は、一介の書生の持ちもの以外に餘物はなく、まことに清廉といえよう。中書省に平章となっておよそ七年、ますます忠勤にはげみ、宰相としての深慮遠謀を深め、ご公家の大業に大いに役立ってきたのである。このごろ宰相から退いてケシクに戻ったのも、制度が改まったというだけで、過失があったとは聞いていない。以来、まだ年は改まっていないが、数か月病に臥して、体調は芳しくないにもかかわらず、さらりと落ち着いた様子である。北齊の斛律光の大節忠義、北魏の高允の清貧大義も廉希憲には及ばない。じつに清廉潔白な宰相であり、優れた人材なのである。今年でやっと四十歳だから、この人を無官として、諸臣の功績におくれをとらせるべきではないだろう。

いま、四川は適任者がおらず、襄陽も兵が対峙して降らない。もし廉希憲を起用してそのどちらかに当たらせれば、必ず結果をあげるにちがいない。結果が出なければ、妄言を吐いたかどで裁かれることになったとしても、(わたくしは)その罪を甘んじて受けるものである。

【註】 ●廉平章—本文中にいう中書平章政事 廉希憲。字は善甫。ウイグル人。その伝記史料に『国朝名臣事略』巻7・平章廉文正王(廉希憲)、『国朝文類』巻65「平章政事廉文正王神道碑」、『元史』巻126・廉希憲伝等がある。廉希憲

は至元七年(1270)に左丞相を辞任したが、本文中に「今也未及踰年」という記述が見えるから、本案件は廉希憲の辞任の年に書かれたものと推測される。廉希憲は19歳の折(恐らく1249年)にクビライの王邸のケシクとなったといい、クビライが京兆に分地を有して以来、その地で「宣撫使」をつとめた。その後、中統元年(1260)四月には十路宣撫司の発足にともなって京兆等路宣撫使、同年に秦蜀行中書省事、中統三年に李璫の乱にともなって召還され、中統四年に中書平章政事、至元四年に左丞相に任じられた(彼の経歴は各資料によって多少の矛盾がある)。

●進賢受上賞蔽賢蒙頭黜—『漢書』巻6・武帝本紀6・元朔元年冬十一月の条、武帝の詔中に、「賢を進めて上賞を受け、賢を蔽いて頭黜を蒙るは、古の道なり」とある。

●衛社—「衛」は「衛兀児」の「衛」,「社」は「社稷」の「社」。「衛社」でウイグル国のもの、の意であろう。「ウイグル」の音写には「畏吾」「畏兀児」「偉兀」等の漢字が用いられるが、時に「衛兀児」も用いられ、『金華黄先生文集』巻24「宣徽使太保定国忠亮公神道第二碑」は「蒙古衛兀児文字」という(「畏」「偉」「衛」は同音)。

●久侍禁闈—廉希憲がクビライのケシクになったことをいう。「闈」は妃嬪の居処(84-8「宮掖」の註,85-9「門闈」の註参照)の意で、「禁闈」はオールドを指す。廉希憲が19歳でクビライに入侍していることは既に述べた。

●爰自—84-4の註参照。●中統初年—中統元年に京兆等路宣撫司が置かれ、ついで同年に秦蜀行中書省が置かれ、廉希憲が行省事を拝したことをいう。そこでの廉希憲の仕事ぶりを「仗鉞陝右」「弭伏禍乱」と表現するのは、当時の京兆の実態を伝えて興味深い。

●奉将天威—「天威」の前に空格があり、ここにいう「天威」はカアンを指す。

●西顧之憂—「西顧」は、元来は『詩経』大雅・文王之什・皇矣に見えることばだが、ここでは、皇帝が西方に憂いを有することをいうのであろう。「西顧之憂」に忌諱字は認められないが原文に空格があるのは、これをカアンの憂いとすからであろう。

●及帰—李璫の乱に際して陝西を離れたことを言う。

●琴書—書生の持ち物を指して一般に「琴劍書箱」という。

●平章中省前後七年—『国朝名臣事略』巻7・廉文正王の条は、廉希憲が中統四年に中書平章

政事を拝した、と記述する。その七年後だとすれば、ちょうど至元七年となり、廉希憲が辞任した年と一致する。本案件がここで「七年」と述べるのは、伝記史料が平章政事と左丞相に分けて記述するものを合算したものであろう。そのことからするならば、平章政事や左丞相といった伝記史料に見える官職名はこの場合は漢文史料が便宜的に与えた名前に過ぎないと思われる。 ●罷政

就列—「罷政」は宰相から退くことをいい、「就列」は官位に就くことをいう。したがって、「罷政就列」は内容の上で矛盾する表現。「就列」とは、元来は朝会の際に文武百官の列に就くことをいうことばだから、ここではケシクの列に就いたことを指すと考え、「ケシクに戻った」と訳した。 ●祗縁新制不聞過

愆—「新制」は至元七年の尚書省の設立をいうだろう。また廉希憲の辞任については、史書、伝記史料が共通して「匿賛馬丁」なる囚人の扱いをめぐるクビライと対立があったことを記述する。王恽がその事件の経緯を踏まえて「不聞過愆」と述べるとすれば、この一句はクビライに対する痛烈な皮肉となるであろう。なお、この匿賛馬丁の事件について『国朝名臣事略』巻7・平章廉文正王・至元七年の条は以下のように記述する。「回鶻の官匿賛馬丁なる者、先朝に事うるを用て、怨家の訴える所と為り、獄に繋がる。未だ幾ばくもせずして、詔して大都の見禁の囚を釈かしむるに、詔の至るや、公(希憲)適たま在告して、堂判に公の署無し。秋に至りて車駕の都に還るや、怨家復た訴え、上怒りて、留守諸相を召して之を詰す。公堂判を取らしめて之に補署して曰く『尙し天威測る莫くんば、豈に己の署無きを幸いとして独り苟免す可けんや』と。公進みて前の詔を以て言を為すに、上曰く『詔して囚を釈かしむるに、併びに匿賛馬丁を釈くは豈に亦た詔有らんや』と。公対えて曰く『此の囚を釈かざらんか。臣等も亦た未だ詔有るを聞かざるなり』と。上愈いよ怒りて曰く『汝等 読書を号称す、此れ何れの罪に宜しからんや』と。公曰く『臣等 宰相に備員たれば、罪有らば当に罷退すべし』と。上曰く『第だ汝の言に従うのみ』と。即ち左丞相耶律鑄と与に並びに政事を罷む。寔に至元七年なり」。 ●臥病数月—『元史』巻126・廉希憲伝に見える次の記述が、この時のことを言うのではあるまい

か。「希憲嘗て疾有りて、帝医三人を遣りて診視せしむ。医言えらく『須らく沙糖を用って飲と作すべし』と。時に最も得るに艱く、家人外に求めんとするに、阿合馬之に二斤を与え、且つ密意を致す。希憲之を却けて曰く『此の物をして果して能く人を活かしめんや。吾れ終に奸人の与うる所を以て活を求めざるなり』と。帝聞きて之に遣賜す」。

●斛律光之忠亮無他魏高允之清苦自守  
一斛律光は北齊の人。字は明月，朔州の勅勒部の人。北齊の軍を指揮して西行し、しばしば北周の兵を破り、北齊に忠義をつくした功臣。讒言により誅せられる。光の死後、北周の武帝をして「此の人若し在らば、朕豈に能く鄴に至らんや」といわしめた（『北齊書』巻17・斛律光伝参照）。高允は北魏の人。字は伯恭，勃海の人。先の鄧淵の国史のあとを承け、崔浩とともに国史を著し、崔浩の筆禍により罪が及ぶも、赦された。高宗の信任が厚かったにもかかわらず「初め、允と共に游雅等を徴し、多くは通官・封侯に至る。及び允の部下の吏百数十人も亦た刺史二千石に至る。而るに允は郎たること二十七年官を徙さず。時に百官無禄。允常に諸子をして樵采自給せしむ」とあり、清貧の人として知られる（『魏書』巻48・高允伝参照）。

●強仕一四十歳。『礼記』曲礼上第一に「四十を強と曰う。而して仕う」とある。既述のごとく、廉希憲は至元十七年に五十歳で没する。逆算すると四十歳は至元七年になる。

●川蜀未得其人—『元史』巻6・世祖本紀3・至元六年九月の条に「賽典赤を行陝西五路西蜀四川中書省事たらしむ」というように、この時期、「川蜀」にはサイド・アジャッル・シャムス・アッディーン（賽典赤瞻思丁 Sayyid Ajall Shams al-Dīn）が「陝西五路西蜀四川行尚書省事」としていたはずである。王暉がここで「未得其人」というのは、実質的には、このサイド・アジャッル・シャムス・アッディーンを批判するものであろう。ここでの論調は、85-14「論関陝事宜状」と共通する。

●不効則治某以冒妄之罪誠所甘心焉—いわゆる俗文書の違約罰文言に似る。こうした公的な上申書にはあまり見られない表現と思われる。

## 86—2 乞尚書柴楨北還事狀

(「天威」「聖朝」で改行平出，「雲南王府」「王府」「王室」「矜憫」「詔」で空格)  
切見，雲南王府衛行六部尚書柴楨，賦性良能，為人簡重，嚮綏西曹，殊深雅望。久承簡在之恩，宜處腹心之地，自居大理，將及五年。今  
体訪得，王府既還，無所事事，至於彼方，上設宣撫，下有管民等官，仰賴  
天威，足以(填)[鎮]撫。其柴楨等一行官吏廿餘人，似不宜久置遐荒，坐老志節，使智能之士，不得樹功業於明時，誠可惜也。近又於奉使張庭珍  
処問知，本官身雖無恙，鬚髮尽白，乃心王室，無日不在，興言未竟，涕泗交零。中外聞者，莫不慨嘆。昔班定遠，哀請臣不敢望到酒泉，得生入玉門闕足矣。古今雖殊，其於臣子恋闕之心一也。兼楨母在堂，年逾八十，使母子形影相吊於万里之外，又可憫也。伏惟，  
聖朝以孝治天下，如楨者，儻蒙矜憫，詔賜北還，如是豈独不遺材於絕域，抑使忠孝之道得兩全於君親，亦激勸臣子之一端也。

【訳】雲南大理等処行六部尚書柴楨の北への帰還を請う意見書

雲南王のケシク・行六部尚書の柴楨は、高い能力をもち人柄も重厚で、以前に右三部を統轄した際には特に期待をかけられた人物であった。抜擢されて長らくお膝元にあったが、大理に赴任してすでに五年になろうとしている。いま実地に調べてみたところ、雲南王府がカアンに返上された以上、処理すべき仕事も特に無い。かの雲南方面については、上に宣撫使を置き、下に管民官を置けば、カアンのご威光によって十分に治められるだろう。柴楨たち総勢二十数名の官吏たちは、ながく辺境の地に捨て置き志を衰えさせるべきではあるまい。有能な人材を、賢明なるカアンが統治する太平の世に手柄も建てず終わらせることは、まことに残念である。さらに、ちかごろ奉使・張庭珍のところから聞いたところでは、柴楨は無事であるとはいえ、髪はまるで蘇武のように白くなり、「乃心王室に在らざるなし」というように日々ご公家のことを思い、言

葉を發すればただ涙、といった有様という。この話を聞いて嘆かない者はない。かつて定遠公・班超は、「わたくしは酒泉に至ることを望んだりはいたしません。生きて玉門関に入ることができれば十分です」と述べたという。昔と今は違うとはいえ、君主の居所を臣下が恋い慕う気持ちは同じである。しかも、柴楨の母は存命で八十をこえる。母と子が万里を隔て、影の形を慕うがごとくに思いを寄せ合うのも、また哀れというべきであろう。

わたくし王暉がおもうに、わがご公家は孝の心をもって天下を治めている。柴楨のようなものに情けをかけられ、詔をたまわって北への帰還を許されたならば、有能な人材を単に辺境に置き去りにしないのみならず、君主と親に忠・孝の道を尽くさせることにもなろう。これもまた臣下や子供に忠・孝を教える一つの方法なのである。

【註】 ●柴楨—柴楨は雲南王府の府尉であった人物で、本案件は、雲南王フゲチの毒殺事件と深く関連する。柴楨は、元來クビライのケシクだったと推測され、『元史』巻160・王鶚伝は、王鶚がクビライの下から去る際を記述して「歳餘にして、還るを乞う。賜うに馬を以てし、仍お近侍の闊闊、柴(楨)[楨]等五人に命じて之に従いて学ばしむ」と言い、『国朝名臣事略』巻12・内翰王文康公(王鶚)も「中書左丞相・潤潤子清、右三部尚書・柴(楨)[楨]の輩の如きは、皆な公の門より出づ」という。彼は、至元四年(1267)九月クビライの子フゲチが雲南王として大理に出鎮した際、フゲチのケシクとしてともに赴いたものと思われ、『元史』巻6・世祖本紀3・至元四年九月戊申の条は、「大理等処行六部を立て、闊闊帯を以て尚書兼雲南王傅と為し、柴(楨)[楨]もて尚書兼府尉、寧源もて侍郎兼司馬とす」という。フゲチ毒殺については『元史』巻7・世祖本紀4・至元八年二月乙巳の条に「大理等処宣慰都元帥 宝合丁、王傅 闊闊帯等は、協謀して雲南王を毒殺す。火你赤、曹楨は其の事を發し、宝合丁、闊闊帯及び阿老瓦丁、亦速夫は並びに誅に伏し、楨、火你赤、及び証左の人に金銀を賞すに差有り」という(フゲチがいつ毒殺されたのか、正確には不明)。なお、フゲチを毒殺したとされる人物のひとりである

闊闊帯は大理等処行六部尚書兼雲南王傅の闊闊帯、また、事件を告発した曹楨とは本案件が言う柴楨と思われる。 ●雲南王府衛行六部尚書—「雲南王府衛」の「衛」は、おそらくケシクを指す。「行六部」は「大理等処行六部」の謂。「尚書」は行六部の代表。大理等処行六部は實質上、雲南王のケシクによって運営された。したがって、闊闊帯、柴楨、寧源等の人たちは、行六部としての職名(尚書・侍郎)と、王府官としての職名(王傅・府尉・司馬)を兼帯した。 ●西曹—「西曹」は、ここでは右三部を指す。「西」は「右」,「曹」は「班」の意。前註所引『国朝名臣事略』に「右三部尚書柴(楨)(楨)」とある。 ●自居大理將及五年—フゲチが雲南に赴いたのは至元四年のことであり(前註参照),それから5年とすれば、本案件が書かれたのは至元八年から九年のこととなる。 ●王府既還—待考。雲南王府は、フゲチが毒殺され、王傅の闊闊帯も誅殺されて、實質的には解体されていたものと考えられる。「還」は、ここでは仮にクビライの手に返還されたことをいうと考えた。なお、雲南に行六部の類が復活したのは至元十年のことと思われ、『元史』卷8・世祖本紀5・至元十年閏六月丙子の条は「平章政事賽典赤を以て雲南に行省たらしむ」という。 ●天威—四部叢刊本・元人文集珍本叢刊本ともに行頭にこの語が記されるので、改行平出なのかどうかは判然としない。しかし、文脈から考えてこの語は實質的にクビライの威光を指すであろうから、改行平出として理解した。 ●(填)[鎮]撫—『四庫全書』本に従って改めた。 ●近又—原文では双行の小字で書かれている。 ●奉使張庭珍—彼の伝記史料としては『国朝文類』卷52「南京路総管張公墓誌銘」,並びに『元史』卷167・張庭珍伝がある。その記述によれば、彼は至元六年、朝列大夫・安南国達魯花赤として吐蕃・大理・諸蛮を經由して安南に赴き、至元七年十一月に安南王の使者とともにクビライのもとに帰還(『元史』卷7・世祖本紀4・至元七年十一月丁子の条参照),至元八年には、襄陽行省郎中に選任されている。とすれば、張庭珍が伝えた柴楨の近況とは、おそらく張庭珍の安南からの帰途に係るものであろう。本案件にいう「本官身雖無恙,鬚髮尽白」とは、フゲチ毒殺にからむ混乱と柴楨の心労をいうものであろうから、フゲチはあるいは至元七年十一月丁子以前に毒殺されていたのかもしれない。

なお「奉使」は、「奉」が直接拝命することをいうことばだから、おそらく五品以上の官に対して使われることばであろう。 ●鬚髮尽白—『漢書』卷54・蘇武伝に「始め強壯を以て出づるも、還るに及びて、須髮尽く白し」とある。 ●乃心王室—『尚書』周書・康王之誥に「爾の身は外に在りと雖も、乃心は王室に在らざること罔し」とあるのを承けるであろう。なお「王室」の前の空格は、『四部叢刊』本では墨釘となっている。後文「矜憫」〔詔〕の前の空格も同じ。 ●興言—もとは『詩経』小雅・谷風之什・小明に「興きて言(ここ)に出でて宿す」とみえる。「興」は起きあがる、の意。「言」は語助。ただし、ここでは「言を興す」の意であろう。 ●昔班定遠……玉門関足矣—『後漢書』列伝37・班超伝に「臣敢えて酒泉郡に到るを望まず、但だ生きて玉門関に入るを願う」とある。 ●矜憫—「哀矜」等とともに、おそらく天子のあわれみの念を言う。

### 86—3 論高明奔母喪事状

今体訪得、戸部員外郎高明、為母訃至、已經詣告、未蒙明降、輒即奔赴。致省堂怪責、遂差官馳海青馬前去追鎖、似欲以違錯加罪。為此參詳得、若以公廢私、純孝之人難以存處、若因孝獲罪、使為人子者聞父母之喪皆不敢奔赴。是有司教人以不孝、何以法為。唯其兩者之間、未有定例、使澆薄之徒、無顧忌、孝行之士愈惑所守。照得、旧例斬・齊衰三年者、並聽解官。其品官・任流外職、及吏員・司吏・諸局分承人遭喪、卒哭百日令復職、願終制者聽、聞喪者並聽奔赴。今凡諸職官遭父母之喪、其有告詣奔赴及願終制者、如抑不從、恐傷孝子之心。伏乞、省部比及通行定奪已來、合無量職務繁簡、權宜定制、或以卒哭為期、或見新月復職、外擬自願解官終制之人、一從所請。兼憲臺以肅清風俗為首務、而古者明王以要道治天下、無重於此。擬此合行具呈。

【訳】 高明が母の喪に帰ったことを論じる意見書

今、実地に調べたところ、戸部員外郎の高明は母の訃報が届き、暇乞いに参上したものの、許可が降りる前に勝手に郷里に帰ってしまった。尚書省のお歴々はこのことをとがめ、海青馬を駆らせて追っ手の役人を差し向け、獄につないで、法を破ったかどで罰しようとしていると聞く。

このために考えるに、もし公儀を優先して私事を捨てさせたならば、孝行者はまじめに仕事ができず、孝行をしたことによって罪を負うことになれば、子どもは父母の死の知らせを聞いても誰も実家へは帰れなくなってしまう。これでは役所が人々に親不孝を教えるようなものであり、どうして人倫の規範とすることができよう。(おもうに)孝と法の問題については定まった規範がないため、酷薄の輩はますます凶にのり、親孝行な者は人倫をどのように保てばよいかわからなくなっている。

旧来の制度では、斬衰三年・齊衰三年の喪に服する者は、みな職を辞することが許された。入流官・流外官・吏員・司吏・諸局の承応人は、親の不幸に遭えば、百日卒哭して復職し、三年の服喪を願う者はこれを許し、訃報を受けた者はみな郷里に駆けつけることができた。いま、さまざまの官人で父母の訃報に接し、服喪に帰りたい、三年の喪に服したいと願う者がいた場合、もしそれを許さなければ孝子の心を傷つけることになろう。おそれながらお願いしたいのは、六部が官制・役人の服務規程等を決めた後は、各おのの職務の繁忙を勘案して適宜規定を定め、場合によっては百日を期限とし、また場合によっては翌月に復職させるほか、辞職して三年の喪に服したいと願うものがいれば、みなそれを許すべきであろう。

そのうえ、御史臺は風紀を正すことを第一の職務とする。いにしへの明君は人として行うべき人倫によって天下を治めたのであり、孝道以上に重要な問題はないのである。

これについては、具呈書をおくるべきである。

【註】 ●高明奔母喪—高明については、『秋澗集』巻80『中堂事記』上・中統元年(1260)の中書省人事一覽に「(左房省掾)高明，字は柔克，汴梁の人なり」とある以外，よくわからない。恐らくこの人であろう。「奔母喪」については、『經典積文』巻14・礼記音義4・奔喪の条の引く鄭玄註に「奔喪は，他邦に居りて喪を聞き，奔歸するの礼なり」とある。「奔」は，歸る，の意。 ●明降—『吏学指南』詳恕の条に「上の裁決を取るを謂うなり」とある。 ●省堂—ここにいう「省」が中書省か尚書省か，明らかでない。ここでは，本案件が至元八年(1271)前後のことをいうものと考えて，一応尚書省とした。なお，「省堂」については，『吏学指南』府号の条に「即ち都堂の義なり。行省に係るが為に，故に省堂と曰う」とある。「省堂」「都堂」ともに丞相クラスを指す(85-8「都省」，85-16「省堂」の註参照)。 ●海青馬—『四庫全書』本は「海貴馬」に作るが，誤り。海青牌の発給を受けた使者(海青使臣)が乗る馱馬のこと。海青牌は軍務のような緊急性の高い情報を伝達する使者に支給される通行手形。本案件の記述に従えば，高明が中都から故郷汴梁(開封)に赴いたとすれば，当手中都・汴梁間に海青站路があったことになる。 ●唯一前後の文脈からして，この「唯」字は不自然であろう。あるいは「惟」等に改めるべきかもしれない。 ●旧例斬齊衰三年者……並聽奔赴—「斬齊衰三年」は，斬衰・齊衰三年のこと。「斬」字の下に，もう一字「衰」を補うべきかもしれない。四部叢刊本・元人文集珍本叢刊本とも，「斬」の下に双行で「齊衰」二字を置く。元刊本『事林廣記』家礼類・五服年月の条によると，父の死に対しては斬衰三年，母の死に対しては齊衰三年の喪に服することになっている。「解官」「終制」は，官員が喪に服するために一定の期間官位や職を辞すること。元朝期の解官終制の規定は，『元典章』巻11・吏部5・職制2・丁憂・官吏丁憂終制叙仕の条にある大徳八年(1304)の詔が最古。服喪期間は27か月とされた。一方，祖父母や父母が亡くなった際に休暇をもらって実家へ帰る「奔赴」「奔喪」の制度については，『通制条格』巻22・仮寧・奔喪遷葬の条に「至元二十七年(1290)十二月，尚書省，吏部の呈に，諸そ官吏人等，祖父母・父母の喪亡し，並びに遷葬する者，合に旧例に依りて仮を給し，並びに馬程の日に行くこと柒拾里

を除くべし」なる記述がある。 ●吏員司吏諸局分承応人—「司吏」については85-2の註参照。また、その「司吏」と対照されている点からすれば、「吏員」は尚書省・御史臺等中央衙門の吏員を指すだろう。「承応人」は、皇居、各衙門、倉庫、工房、入流官個人等に俸給と定員とを設けて配属されていた雑役夫・小者の類。「出身」をもつものには出職規定もあった。「局分」は「局」と同意。「分」は「路分」「倉分」「県分」「村分」という場合の「分」で、「局分」等の語は宋代から用いられた。ただし、「府分」「州分」なる用例は見ない。 ●卒哭百日—『儀礼』既夕礼参照。親を葬り、随時に哭する喪礼(随哀哭)が終わること。卒哭を経た後は朝夕定時に哭する。卒哭の時期は定まっていないが、北宋末期には百日での卒哭が一般的となったという(桑原隲藏「アラブ人の記録に見えたる支那」『桑原隲藏全集』第二卷、岩波書店、1968、p. 623 参照)。 ●如抑不従—『四庫全書』本は「如抑而不従」に作る。ここでは「如抑」を一語として解釈した。「如」「抑」とも、もし、の意。 ●省部—85-8「都省」の註参照。 ●明王以要道治天下一『孝経』孝治章に「子曰く、昔者、明王の孝を以て天下を治むるなり」とあるほか、同書開宗明義章では「先王は至德要道を有し、以て天下を順わしむ」とある。孝の道が天下を治めるために重要であることをいうのであろう。

#### 86—4 彈周咬兒羅魏子等事状

(「詔条」で改行平出)

伏見、近縁災異減断囚徒、所以詳刑用回和氣。故選差朝官、宣明至意、審理冤(帶)〔滯〕、惟郵惟欽、期于允当。今体察得、某人処心残忍、悖法乱行、以重為輕、当出復入。如滑州周咬兒打死馬大事、詳其造意、止縁将妻枉道慮有非為。曾不詳審

詔条、輒以凶財論殺。又驅奴孫仏宝并妻羅魏子、於淇州郭家店内、同謀親手将本使王二殺死。雖仏宝在逃未獲、其追会准服已是完備、自合依奉詔条、准酌旧例、不分首從論決、却将羅魏子止同雜犯決訖四十七下、分付

本家収管。切詳、二事既垂寛大之恩、尤(先)[失]重軽之義、足見処心邪枉、悖法乱行。非唯(返)[反]戾天地之和氣、使魂冤魄苦生生死死兩傷、胡可追悔。拋逐節事理大屬違枉、合行彈劾。乞依法論罪、以慰死者。

【訳】 周咬兒・羅魏子等の案件について彈劾する意見書

最近自然災害を理由に囚人を減刑したのは、刑を慎重に運用して上下の和氣を回復するためである。ゆえに中央官庁の官を選抜派遣してお上の行きとどいた意思を明らかにし、未決の冤罪案件を審理しては、憂い慎んで穏当な判決を期したのである。

いま實地に調査したところ、(上記添付書類にある)役人たちは腹の内の残酷で法にもとった無茶をおこない、重んずべきを軽んじ、出るべきに入るといふような者たちである。たとえば、滑州の周咬兒が馬大を殺した事案は、その犯行理由を考えるに、ただ妻の道を外した行いにまちがいがあつたと疑つただけである。しかるに役人は簡条書きの詔書にきちんと照らすことなく、妄りに財産目的の殺人として処刑した。さらに、驅奴である孫仏宝とその妻羅魏子は、淇州の郭氏店において、共謀して手を下し主人である王二を殺害した。孫仏宝は逃走してまだ捕らえられていないが、審議は完了し、(羅魏子の)罪状認否の文書もそろつた。当然、簡条書きの詔書にのっとり、先例を斟酌して、主犯共犯の別を問わず処断されるはずだと思つていたところ、なんと羅魏子をただ雑犯と同じく笞四十七回に処したのみで、その實家に引き取らせた。

いま思うに、この二案件については、お上の寛大の恩徳ということはあるながら、やはり刑罰の輕重という大義を失つていふと思われ、(上記添付書類の役人たちの)ねじけた心根、法にもとった行いは明らかというものだ。上下の和氣を乱すのみならず、魂魄を冤罪で苦しめて生者死者ともにそこなわれるとすれば、悔やんでも悔やみきれないことである。一つひとつの事案で甚だしく不正が認められるものについては、彈劾書をおくるべきである。法に照らして断罪し、死者を慰撫することを願う。

【註】 ●彈周咬兒羅魏子等事狀—本案件は「彈周咬兒羅魏子等事狀」という標題ではあるが、本文中に挙げられた周咬兒および孫弘宝・羅魏子を裁いた役人にかかわる書類(後の「某人」の註参照)が添付され、実質的にはそれらの役人の「違枉」(後註参照)を弾劾するものである。 ●近縁災異減斷囚徒……惟郵惟欽期于允當—『元典章』卷3・聖政2・理冤滯に見える中統元年(1260)五月の詔勅には、死刑犯に対する慎重な審理をもとめて「今後凡そ死刑有らば、所在の官司の推問得実を仰ぎ、事情の始末及び斷定招款を具えて宣撫司に申し、再び審復を行いて疑い無ければ、省に呈して聞奏し、報を待ちて処決せよ」とある。冒頭の一文は、『元史』卷7・世祖本紀4・至元八年(1271)二月癸卯の条に見える也速帯兒と安童の議論「四川行省也速帯兒言わく『比ごろ饑饉に因りて、盜賊滋いよ多し。宜しく顯戮を加えるべし』と。詔して群臣をして議せしむるに、安童以為えらく『強窃盜賊、一に皆な死に処すれば、恐らくは宜しき所に非ず。罪の死に至る者は、旧に仍りて命を待て』と」をふまえていうか。 ●朝官—「隨朝官」と同意。『事文類聚』卷12・入活套門・宦庶称呼類・朝官の条は「翰林・中書・尚書・監察・御史・秘監・国博・侍郎・郎中・都事」を挙げる。 ●冤(帶)〔滯〕—『四庫全書』本により校訂した。 ●惟郵惟欽—『尚書』舜典の「欽哉欽哉、惟刑之恤哉」より出る表現。『四庫全書』本は「欽」を「矜」に作るが、誤校である。 ●某人—「某」は、すでに言及がある場合にそれを指して「某」という。王惲が実際に上進した書類には、本件に絡む調書等添付書類があったと推測される。 ●凶財論殺—『元典章』卷42・刑部4・諸殺1によれば、「謀殺」は「処死」。 ●驅奴—「驅口」に同じ。85-14「南驅放良」の註参照。 ●本使—「本」は指示代名詞で、「使」は主人、の意。『元典章』卷42・刑部4・諸殺1「奴婢殺主」が参照とする同卷41・刑部3・諸惡・惡逆の条に「驅奴斫傷本使」「奴殺本使」「奴殺本使次妻」などの案件が見える。 ●在逃—「在逃」で一語。逃げる、の意。 ●追会—「会」は「約會」の「会」。「追会」は、所轄をまたいで関係の役人が合議する、の意。『元史』卷104・刑法志3・盜賊の条に「其の徒伴の未だ獲えざるもの有

りて、追会の完らざる者有らば、如し復審して既に定まり、臧驗明白にして、理として疑うべき無くんば、亦た上に依りて帰結するを聴す」とあり、同巻102・刑法志1・職制上に「諸職官の得代及び休致は、凡そ追会有らば、並びに見任と同じくす」とある。 ●准服—「准伏」とも書く。『史学指南』状詞の条に「心願して争い無きを謂うなり」とある。罪状を認めることを「准伏」と言い、その文書を「准伏文状」と言う。ここでは、孫弘宝が逃亡中であるため、共犯者の羅魏子が「准伏」したことをいうのであろう。 ●同雜犯決訖四十七下—『元典章』卷41・刑部3・諸悪によれば「処死」。 ●本家—前文に「本使」とあり、ここに言う「本家」も同じ家を指すかもしれない。ここでは、「本使」と「本家」の使い分けがあると考え、羅魏子の実家、として訳をつけた。 ●切詳—84—1の註参照。 ●既垂寛大之恩宥(先)[失]重輕之義—「垂」は、『四庫全書』本では「乖」に作る。「宥」は、「猶」と同義。「失」は、『四庫全書』本に従って改めた。 ●違枉—「違枉」は、役人の過失・不正。『元典章』卷54・刑部16・雜犯1に「違枉」の一項がある。

## 86—5 論左丞許公退位奏状

(「皇帝陛下」「陛下」で改行平出、「朝廷」「国家」「恩私」「留神省察」で空格)  
臣聞、賢者化之本、雲者雨之具。得賢而不用、猶久陰而不雨也。伏惟、中書省  
禮樂刑政紀綱号令之所出、誠 朝廷之大柄、中外之繫望也。丞轄之位、不宜  
用匪其人、使曠天職。伏見、左丞許公衡、師心大學、養氣至剛、獨立危言、清  
苦自守、挺然有蹇蹇匪躬之操。方之古人、不可多得。且自立中省迄今、十有二  
年、前後相臣、如衡竭尽者多矣、未若許之切直敢言、不以榮貴為心者。本官正  
以遭不世之遇當有為之時、十餘年間、恩礼隆重、爰自布衣擢置相位、計其初  
心、有尽瘁報國而已。然自輔政已來、雖中間有所建明、未聞以次施行者。以謂  
處任重責深之地、無涓埃補報之功、夙夜思惟自慙焉、用是憂惶、疾日增劇。今  
者恐久妨賢路、故臥病不出、哀懇求退、至于再三。揆度其情、恐不特血氣為病

耳。伏惟、

皇帝陛下、聖智天臨、明燭萬(理)[里]、求治之心、亟若飢渴、一旦得臣如此、夫復何求。且君聖則臣直、虎嘯則風冽、氣所感召、理之固然。若是則 國家之福、天下之幸也。如左丞許公者、伏乞、時加體貌、置彼論思、庶使展盡底蘊、以答 恩私。其於謀王体断国論、必能進尽忠言、有所広益、以慰中外之望。誠未宜聽其去位、以塞忠諫之路也。臣職当言責、觸冒忌諱、惟 陛下 留神省察。

【訳】 中書左丞許衡殿の退位を論じる上奏文

聞くところによれば、「賢者は教化の根本、雲は雨を降らせるもと、賢者を得ながら用いないのは、長いあいだ曇りながら雨が降らないようなもの」という。わたくしが思うに、中書省は儀礼・制度・刑罰・政治・法令・詔勅が発せられるところであり、ご公儀の権力の中核、中外の希望を繋ぐところである。中書省の左右の丞相は、その器ではない人を任用して適任者を野に放置するようなことがあってはならない。

思うに、左丞相 許衡殿は『大学』に則って剛直の気を養い、孤高を保って見識は高く、高潔にして分を守り、筋を通して主君のために心を痛める人であり、古人と比較しても多くは得られない人材である。しかも、中書省が設立されて以来十二年、これまでの宰相は忠義を尽くす人が多かったとはいえ、彼の大胆な直言・諫言、名誉・栄誉を度外視した忠義には及ぶものはない。許衡殿は世にもまれな聖明なる天子にめぐまれ、平穩な時代に出会うことによって、十餘年のあいだ、お上のありがたい思し召しを得た。一介の書生から宰相の位に抜擢されて以来、その心を推し量るに、ただ真心を尽くしてご公家に報いることのみであった。しかるに、国政の補佐の任にあたってから、許衡殿は事業を起こすべく建言はしたものの、その建言が順次実行に移されたとは聞いていない。重責の任にはあたりながら、しづくほどの成果も挙げられないと考え、帝のお役に立つ思慮に欠けていることを恥じ、そのために憂いと焦りをつら

せ、病を日々重くしたのである。いまや許衡殿は、自分が賢路を妨げることになってはならぬと心配し、病に臥して外出を避け、丞相の位を降りることを再三にわたって乞うている。彼の心情を推し量るに、ただ単に肉体的な衰えのみではあるまい。

わたくしが思うに、皇帝陛下は神聖なる叡智によって君臨され、世界を照らされて、平和と秩序を御心の底から渴望されている。許衡殿のような臣下を手にお入れになれば、他に一体何をお求めになる必要がある。しかも、主君が聖明ならば臣下も正しくなり、虎がほえれば風も張りつめるのは、両者の気が互いに感応しあう当然の理であって、そうなれば国家の幸福であり世界の幸せである。左丞相 許衡殿のような方は、伏して進言申し上げるに、時に面会されてみかどのお考えの参考にされたならば、蓄積のかぎりを尽くして陛下のご恩に報いるものである。国家のあり方や将来を計画し判断することについては、必ずや忠義の言を尽くしてお役に立ち、中外の希望となるのだから、彼が位を去ることを許し諫言の道をふさぐようなことがあってはならないと思われる。

わたくしは御史臺に奉職しているので、忌憚なく意見を述べた。陛下には御賢察を賜わらんことを。

【註】 ●左丞許公—許衡(1209~1281)をいう。字は仲平、号は魯齋、諡は文正、懷州河内の人。北人として最も初期に「程朱の学」を学んだ人として有名。著書に『読易私言』『魯齋遺書』が現存する。許衡は、『元史』巻7・世祖本紀4によれば、至元七年(1270)正月に中書左丞を拝し、翌八年三月に「老疾を以て中書の機務を辞」したという。したがって、王恽の本案件はこの前後に書かれたものと思われる。また、『国朝名臣事略』巻8・左丞許文正公(許衡)、『元史』巻158・許衡伝等によれば、許衡が中書左丞を拝した背景にはアフマドの陰謀があったという。アフマドの子が枢密院に入った際に許衡がこれに反対し、アフマドはこれを根に持ち、許衡を中書省に置いて中傷しようとした、というのである。更にまた、許衡が中書左丞を辞任した理由もアフ

マドに関係したといい、アフマドの「専権・岡上・蠹政・害民」を許衡が上申したにもかかわらずクビライが応対をしなかったため、「病を謝して機務を解かれんことを請う」と述べる。本案件における王暉の議論は恐らくこうした経緯を踏まえ、クビライとアフマドに含むところがあって展開されていると思われる。

●奏状—『烏臺筆補』の標題において「奏状」ということばが用いられるのは 89-36「論撫勞襄陽軍事奏状」と本案件のみであり、きわめて異例である。本案件は末尾において「惟陛下留神省察」といい、89-36 末尾は「聞奏施行」と述べることから、これらは明らかにクビライに奏上することを前提としている。

●賢者化之本雲者雨之具得賢而不用猶久陰而不雨—『後漢書』列伝 20 下・郎顛伝中に引かれる郎顛の上奏文中のことば。

●丞轄—宋・孫逢吉『職官分紀』卷 49・致仕の条に「唐制、宰相は尚書を兼ねず。左右の丞轄、省中に留まりて事を領す」という。「丞轄」は左丞・右丞をいうことば。

●師心大学—「大学」が何を指すかよくわからないが、「師心大学」を「心を大学に師(のつ)り」と訓み、『四書』の一篇である『大学』を指すものとして訳出した。

●自立中省 迄今十有二年—中書省は、中統元年(1260)四月に開平府において発足した。それから 12 年とすれば、この奏上が書かれたのは至元八年となり、許衡辞職についての『元史』本紀の記述とほぼ一致する。

●恩礼—本来は直前に空格が挿入されるべきであろう。

●爰自—84-4 の註参照。

●有所建明—『元史』卷 158・許衡伝は、許衡が至元二年(1265)に提出した長大な上申書を掲載する。王暉がここで意識しているのは恐らくこの上申書であろう。

●今者恐久妨賢路—許衡の辞任が『元史』許衡伝のいう通りアフマドに関係しているとすれば、この一言はクビライに対する痛烈な皮肉となるだろう。

●君聖則臣直虎嘯則風冽—『漢書』卷 64 下・王褒伝に「故に世に必ず聖知の君有りて而る後に賢明の臣有り。故に虎嘯きて風冽し」という。

●体貌—85-22 の「体貌」の註参照。

●論思—「論断思慮」の略。

●謀王体断国論—『漢書』卷 83・薛宣傳にあることば。

●留神省察—この語は、元來空格を置くべき字ではないが、ここではその主体が「陛下」であるため空格を置くのであろう。なお、『漢書』卷85・谷永伝に「唯陛下留神」とあるので、この空格に何らかの文字の脱落があるとは考えにくい。

## 86—6 論司獄官合行条理事状

(「朝廷矜恤至意」「朝廷哀矜至意」で改行平出、「朝廷」「冤濫」「聖代」で空格)

伏見、比者随路設置司獄官三十餘員、其品与禄、不為微(簿)[薄]、足見 朝廷重惜人命、哀矜庶獄之至意也。又照得、省部即目以五事考課親民官政治能否、独不見降到獄官合行条件。切恐、中間不為用心勾当、有名無実。縁狴犴之間、人命所繫。若未經鞠問及抵法以前、或因病失所、非理死傷者、其間縱有 冤濫当宥之人、胡可追悔。此与殺之何殊。檢会故典、漢宣帝地節四年詔曰、今繫囚或以(答)[笞]掠及飢寒瘐死獄中者、朕甚痛焉。其令郡国、歲上繫囚若笞掠及瘐死者、丞相御史課殿最以聞。今卑職參詳、随路輕重罪囚、一歲中不下常有五七百人。且冬夏二季又為苦月、其或温涼失所、飲食非時、藥不当病、非理死傷者、固亦不少。今獄官雖備、恐只以無合行条令、罔知所恤、不過囹圄約束卒吏、无致疎虞而已。如此、是与 朝廷矜恤至意大相乖違、徒月費俸鈔、養閑人資歷也。此与不設何異。以某愚見、今後兩省宜酌古准今、講究獄官合行条件、使知所守、定為格例、付下各路施行。如本官任滿日、仰總管(有)[府]以憑考較優劣、復令按察司体察、相同申臺呈省、用之陞黜以表能否、庶望獄官任内尽心勾当、不致非理囚禁、因循損傷人命。上以副 朝廷哀矜至意、下以感召陰陽之和、以消災螫之氣、亦 聖代善政之一端也。外拋囚粮医藥燒燃窠籠等物、所在官司、須管按月依例給付、却不得因而致有闕乏。拋此合行具呈。

### 【訳】 司獄官が行うべき条文を論じる意見書

ちかごろ関係路に司獄官三十人あまりが設けられたが、その資品・俸禄が低くも薄くもないのは、ご公家が人命を深く慈しみ、犯罪の関係者をお哀れみになる深遠なる真心のあらわれであろう。更にまた、六部は目下、五項目を立てて親民官の能力を査定してもいる。ただ司獄官にだけ勤務にかかわる条文が降されていないのでは、その管轄内で注意深く仕事をしなかった場合、司獄官は、官人とは名ばかりの、お上の真心とはかけ離れたものになってしまうのではあるまいか。というのも、牢獄とは人命にかかわる場所である。もし詮議や量刑も終えないうちに病となって処置を誤り、不当に死んでしまう者がいた場合、その中に冤罪の者がいたとしたら、悔やんでも悔やみきれない。これでは、殺人となんら変わるところがない。

調べてみるに、前漢の宣帝の地節四年(前66)の詔に「今、繫囚に、或いは笞掠及び飢寒を以て獄中に瘐死する者あり。朕は甚だこれを痛む。其れ郡国をして、歳ごとに繫囚を上ほして、若し笞掠及び瘐死せる者あらば、丞相・御史は殿最を課して以て聞せよ」という。わたくしが思うに、関係路の獄囚は、さまざまな罪の者を含めて、毎年、常時いる五六百人を下ることはない。そのうえ、夏と冬の季節は過酷な時期でもあり、寒暖の調節を誤ったり、食事の時間が適当でなかったり、薬が病気にあわなかったり、不当に傷つけ殺される者が少なくない。いま、司獄官はいるとはいえ、職務にかかわる条文が降されていない以上、お上の真心の筋道を理解せず、牢獄で働く部下を束縛管理するばかりで、ただ落ち度や手抜きを恐れているだけである。これでは、ご公家の哀れみの真心と大きくかけ離れ、無駄に俸給を与え、仕事をしないものに経歴を積みさせているのと何ら変わりない。司獄官など無いに等しかろう。

わたくしの考えるに、今後は、中書省と尚書省が古今の通例を調べ、司獄官の行うべき条項を検討してその職分をわきまえさせ、条格を定めてそれぞれの路に降し、実施させるべきだろう。任期が満了したなら、総管府

に命じて証明書をつけて優劣を査定し、さらに按察司に実地に調査させ、総管府と按察司の双方の結果が同じであれば両省に上申し、それによって昇進降格を決定して能否を明確にするのである。そうすれば、司獄官は任期内に心を砕いて勤務し、(無実のものが)不当に牢獄に繋がれたり、(罪人が)いいかげんなことで命を落とすことはなくなり、上はご公家のお哀れみの真心にかない、下は陰陽の調和をもたらし、わざわざも収束するだろう。これもまた今上陛下の善政の一つの結果なのである。

そのほか、囚人の食糧・医薬・燃料・収容施設については、その地の役所が所定どおりに給付すれば、いいかげんな欠乏をまねくことはないのである。

このことについては具呈書をおくるべきである。

【註】 ●司獄官—司獄官は、金制では諸節鎮に設けられたそれで正八品、州・県に設けられたそれで正九品(『金史』巻57・百官志3参照)、元制では、「上路司獄」で従八品、「下路司獄」で正九品、「上州散府(司獄)」は従九品(元刊本『事林広記』官制類・外任諸衙門官職の条参照)という。地方の衙門に囚人管理のために設けられた最下級の官人で、司吏等の出職先であった。『元典章』巻40・刑部2・提牢・佐職提控罪囚の条によれば、至元七年(1270)六月に、尚書省は「州県の禁囚については典史・吏目ではなく佐官がこれを提控すべき」旨、御史臺等に通達を出している。本案件のいう「関係路」の「司獄官三十餘員」とは、あるいは、この『元典章』の案件とかかわって設けられたものかもしれない。とすれば、本案件も至元七年ないし八年に書かれたことになろう。 ●随路—84-12の註参照。 ●其品与禄不為微(簿) [簿]—元刊本『事林広記』官制類・外任官員禄廩俸給・司獄司の条によれば、元朝期の各路司獄官の秩禄は、「各路司獄」で鈔十二両、「散府司獄」で鈔十一両という。 ●朝廷—「朝廷」は本案件中に三回見られるが、後に見える二つの「朝廷」はともに改行平出される。最初の「朝廷」も改行平出されるべきではあるまいか。 ●重惜人命哀矜庶獄之至意—元豊二年(北

宋の神宗期、1079年)の蘇軾の上奏文「乞医療病囚状」(『東坡七集』『奏議集』巻2)にはほぼ同じ句がみえる。また、本案件が引く漢の宣帝の詔についても、蘇軾の同上奏文がすでにこれを引く。王惲は、あるいは蘇軾のこの文章を参考にしたのであろうか。なお、「哀矜」は『尚書』周書・呂刑にみえることば(『史学指南』詳恕の条の冒頭にも掲げられる)で、皇帝の哀れみをいう。

●省部一六部をいう。85-8「都省」の註参照。 ●五事考課—「考課」は役人の功績を評定すること。元刊本『事林広記』官制類・官職新制の条、ならびに『史学指南』五事の条に、「戸口増・田野闢・詞訟簡・盜賊息・賦役平」の五項目が挙げられる。 ●縁狴犴之間人命所繫—「縁」は84-5の註参照。「狴犴之間、人命所繫」は下の句につながっていくものではなく、上の句を受ける。

●鞠問—「鞠問」に同じ。『史学指南』推鞠に「獄訟を推窮するを鞠と曰い、其の情状を詢るを問と曰う」とある。詮議の謂。

●非理死傷者其間縦有冤濫当宥之人—「冤濫」の直前に空格が置かれ、「者」「其」は双行の小文字で記される。「冤濫」の前の空格はおそらく空格ではなく、「者」「其」が双行で記されることに起因した何かの誤りであろう。

●検会故典—「検会」は、調べる、の謂。漢の宣帝の詔は、『漢書』巻8・宣帝本紀8・地節四年九月の条に見える。 ●殿最—政績・軍功を査定

すること。『漢書』巻8・宣帝本紀8、顔師古註に「凡そ殿最と言うは、殿は後なり、課して後に居るなり。最是凡そ要するの首めなり。課して先に居るなり」と言う。 ●不下常有—『四庫全書』本は「常不下有」とするが、その場合には「有」字が不要なので、いまは採らない。ここでは「常有」で、通常の、といった意に解した。

●約束—『史学指南』獄訟の条に、「法を立て拘制するは、これを約束と謂う」とある。 ●疎虞—役人の業務処理にかかわる吏牘用語。『史学指南』勾稽に、「事慢(おそ)きを疎と曰い、事悞(おく)るるを虞と曰う」とある。

●閑人—『烏臺筆補』9「議司獄官」(91-6)に、「近年、年老無能の人を以て其の任(司獄官)に充てしむること多く、獄事狼藉、囚繫失所に至るは、是れ設けざると等しかるの

み」と言う。本案件にいう「閑人」とは、具体的には「年老無能」のものを指すと思われる。 ●資歴一文資官・武資官の経歴。85-8の「資歴」の註参照。 ●兩省一中書省と尚書省とが並存するのは至元七年から八年の間である。したがって、本案件もその間に書かれたものと推測される。

●総管(有)〔府〕以憑考較優劣—『四庫全書』本は「有」を「府」に作る。いまはこれに従い、全体を「総管府は憑を以て優劣を考較し」と読んだ。「考較」は「検閲査定」の謂。 ●須管—きっと・必ず、の意。 ●因而—いいかげんに・勝手に、の意。85-4の註参照。